

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	2
2. 研究科，専攻等の名称及び学位の名称.....	6
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	8
4. 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件.....	10
5. 基礎となる修士課程との関係	14
6. 多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合.....	14
7. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施.....	15
8. 入学者選抜の概要.....	16
9. 教員組織の編制の考え方及び特色	17
10. 研究の実施についての考え方，体制，取組.....	19
11. 施設，設備等の整備計画	19
12. 管理運営及び事務組織.....	20
13. 自己点検・評価.....	21
14. 情報の公表.....	22
15. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	23

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 理工学研究科理工学専攻の設置の趣旨及び必要性

近年、科学技術、なかでも情報工学の急速な進歩により、Society5.0を牽引する幅広い分野の連携や融合によるイノベーションが強く求められている。また、SDGsの達成に向けて、世界的な環境・エネルギー問題の解決も強く求められている。こういった社会情勢を背景に、理工系人材には、自身の専門分野だけではなく、幅広い分野横断的な知識と視野を持ち、産業界においてもリーダーとして社会的に説明責任を果たしつつイノベーションを牽引できる理工系高度職業人や、基礎・応用において革新をもたらすような研究者の養成が強く求められている。「新・富山県ものづくり産業未来戦略（平成31年3月策定）」においても、デジタルものづくり・ビッグデータ、環境・エネルギー、医薬・バイオ、ロボット、高機能素材等が重点化に位置付けられており、第2次産業を主体とした工業が盛んな富山県においても前述のような人材の育成と供給は、重要である。

理工学研究科の改組元である理工学教育部博士課程は、理学と工学の分野の融合という趣旨で理工融合の4専攻としたが、設置した当時の社会情勢、科学技術の変化等により、現在の4専攻の分野編成では、現在のニーズに対応できなくなっており、現在のニーズに応える技術革新に向けた分野の再編成が必要である。また、令和4年度から理工学研究科の修士課程の構成を、1専攻8プログラムに再編したが、現在の博士課程の編成は新たな修士課程と大きく異なっており、修士課程から博士課程にかけての一貫した教育によって、高度理工系人材を輩出するためには支障がある。

幅広い視野を持つとともに高度な専門性を備えた理工系高度職業人や研究者を育成するために、時代の要請に応じた理学系と工学系の分野の融合的教育が可能であり、かつ専門分野を明確にした組織編成とする必要がある。そのために、博士課程においてより分野融合的で高度な教育を実施し、富山県等の地域から強く求められているデータサイエンス（デジタルものづくり・ビッグデータ）、カーボンニュートラルやSDGsに関わるエネルギー・物質科学や環境科学（環境・エネルギー）、先進医療の基盤となる生命科学（医薬・バイオ）、工業的なイノベーションをもたらす先進工学（ロボット、高機能素材）といった各分野に対応するために、理工学教育部の4専攻を、理工学研究科理工学専攻の1専攻として改組し、以下の養成する人材像に応じた4プログラムを設置する必要がある。

- ① データサイエンスに関わる人材を育成する数理情報学・データサイエンスプログラム
- ② カーボンニュートラルやSDGsに関わるエネルギー・物質科学や先進医療の基盤となる生命科学分野の人材を育成する生命・物質・エネルギー科学プログラム
- ③ カーボンニュートラルやSDGsに関わる環境科学分野の人材を育成するサステイナブル地球環境学プログラム
- ④ 工業的なイノベーションをもたらす先進工学プログラム

(2) 理工学研究科理工学専攻の養成する人材像及び3つのポリシー

理工学研究科理工学専攻博士後期課程は、博士前期課程と連携して、理学・工学の学問領域の相補的・相乗的な連携を強化し、より高度な専門教育を行っていくことにより、先端的な自然科学の成果を社会に対して説明責任を果たしつつ社会実装でき、新しい融合学問領域におけるイノベーションに貢献できる高度理工系人材・研究者を育成することを目的とする。

この目的の下、理学系と工学系の融合と異分野間の融合的教育を目指して新たに設置された修士課程8プログラムの各分野について、修士課程との連携を重視しつつも、博士課程においてより分野融合的で高度な教育を実施するために、修士課程の8プログラムを再編・融合した4プログラムを設置する。また、理工学研究科と同じく令和4年度に本研究科と人文社会芸術総合研究科による研究科等連係課程実施基本組織として設置した、文理融合教育を行う持続可能社会創成学環（修士課程）の修了者のうち、主に理工学研究科の研究領域に含まれる専門分野を有する修了者の進学に対応するため、サステイナブル地球環境学プログラムでは、サステイナビリティ学分野の教育内容を拡充するとともに、数理情報学・データサイエンスプログラムでは、データサイエンスを活用した教育内容を拡充する。なお、博士後期課程の設置に合わせ、現在の理工学研究科（修士課程）は理工学研究科（博士前期課程）に改める。

このプログラム構成により、幅広い分野横断的な知識と視野を持ち、産業界においてもリーダーとして社会的に説明責任を果たしつつ技術革新を牽引できる理工系高度職業人や、基礎・応用において革新をもたらすような研究者を養成する。前述の「新・富山県ものづくり産業未来戦略」において重点分野とされている人材需要が高まっている各分野の人材育成に対応した教育体制となっていることから、修了後に各企業において活躍する理工系高度職業人をより多く輩出することが見込まれる。各プログラムが養成する人材像は、次のとおりである。

<各プログラムが養成する人材像>

①数理情報学・データサイエンスプログラム

数学、情報学及びデータサイエンスに必要なプログラミングやコンピューター、AIについての素養を主に必要とする数理情報学の幅広い分野で貢献できる高度専門職業人及び研究者を養成する。

②生命・物質・エネルギー科学プログラム

理学と工学の分野にまたがって、生命、物質、エネルギーの各分野について、物理学的及び化学的観点から理解し、イノベーションや問題解決に当たることができる高度専門職業人及び研究者を養成する。

③サステイナブル地球環境学プログラム

地球科学、生物学、環境科学の主たる学問分野を広く修得し、持続可能社会に貢献できる高度専門職業人及び研究者を養成する。

④先進工学プログラム

機械工学，エレクトロニクス，ロボティクス，材料科学，社会基盤工学の工学分野の専門能力を身に付け，データを活用して，イノベーションや問題解決に当たることができる高度専門職業人及び研究者を養成する。

理工学専攻及び各プログラムの修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー），教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は【資料1】に示す。

また，想定する各プログラムの修了後の進路は以下に示す。

① 数理情報学・データサイエンスプログラム

- ・情報通信業
- ・公務（数理情報系）
- ・学術研究，専門・技術サービス業（大学，公的研究機関の数理情報分野の研究者）

② 生命・物質・エネルギー科学プログラム

- ・製造業（化学工業（有機化学工業，無機化学工業，医薬品製造業），輸送機械器具，自動車・同附属品）
- ・電気・ガス
- ・公務（理工系技術者・研究者）
- ・学術研究，専門・技術サービス業（大学，公的研究機関の理工系研究者）

③ サステイナブル地球環境学プログラム

- ・製造業（食料品（地球規模の食品材料の調達や管理に関する管理業務））
- ・化学工業（環境安全にかかわる管理業務））
- ・農業（生産に関わる管理業務）
- ・公務（理工系技術者・研究者）
- ・学術研究，専門・技術サービス業（大学，公的研究機関の理工系研究者）

④ 先進工学プログラム

- ・製造業（鉄鋼業，非鉄金属製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，機械器具（電気，生産用，情報通信，理化学など））
- ・建設業
- ・運輸業（鉄道業）
- ・公務（理工系技術者・研究者）
- ・学術研究，専門・技術サービス業（大学，公的研究機関の理工系研究者）

（3）研究対象とする主たる学問分野

①数理情報学・データサイエンスプログラム

本プログラムは，数学，知能情報工学，データサイエンスを主たる学問分野としている。教育する個別の分野は，医用光工学，生体情報処理，量子情報処理，認知インタラクシ

ョン、医用超音波工学、信号処理、臨床情報医工学、計算知能、感性情報工学、医用超音波計測学、機械学習、計算科学、計算数理論、確率過程、幾何学、複素解析学、表現論、現象数理学、空間構造論、数論、数理現象解析の各テーマを網羅している。

②生命・物質・エネルギー科学プログラム

本プログラムは、生命工学、物理学、電気電子工学、材料工学、化学、応用化学、エネルギー科学、核科学を主たる学問分野としている。

教育する個別の分野は、不規則系物理学、低温・凝縮、電波物理学、原子分子物理学、量子エレクトロニクス、分子分光学、相対論的宇宙物理学、低温物理学、プラズマ宇宙物理学、放射光分光理論、重力波物理学、多価イオン物理学、素粒子的宇宙論、物性物理学、有機電子デバイス、強誘電体デバイス、電波伝搬、半導体薄膜工学、ナノ材料構造解析、材料強度学、材料輸送特性学、材料精製工学、光機能材料工学、先端計算材料学、水素エネルギー材料学、生体分子システム科学、錯体合成化学、有機ナノ科学、錯体機能化学、構造溶液化学、光機能材料化学、錯体光化学、進化分子工学、天然物合成化学、エネルギー変換工学、有機典型元素化学、物質変換化学、無機材料物性制御工学、脳・神経システムダイナミクス、抗体工学、タンパク質代謝学、プロセス解析、薬理学・遺伝子工学、生体医工学、医薬品合成化学、合成細胞生物学、生体誘電体現象、微生物反応工学、機能分子合成化学、微量元素分離科学、触媒反応工学、生体分子シミュレーション、生体界面科学、生物機能工学、ナノ・バイオマテリアル設計学、分子固体物性、生体分析化学、化学・環境プロセス、核融合材料学、放射線計測学の各テーマを網羅している。

③サステナブル地球環境学プログラム

本プログラムは、地球科学、生物学、環境科学を主たる学問分野としている。

教育する個別の分野は、大気放射学、古地磁気学・岩石磁気学、火山学、地史・古生物学、地球雪氷学、海洋気候科学、リモートセンシング学、気候力学、固体地球物理学、地層学、資源環境物理学、雪氷科学、大気物理学、地震地質学、植物生態学、植物形態学、微生物学、生体分子生化学、睡眠科学、保全生態学、植物生理学、共生生物学、進化発生学、進化生態学、生物時計学、内分泌学、環境分子生物学、行動生理学、植物分子遺伝学、植物細胞分類学、植物細胞生物学、昆虫神経行動学、環境水計測化学、海洋地球化学、環境同位体学、同位体生態学、固体地球化学、環境水質の各テーマを網羅している。

④先進工学プログラム

本プログラムは、電気電子工学、機械工学、物質科学、材料工学、情報・数理学、社会基盤工学を主たる学問分野としている。

教育する個別の分野は、高電圧・大電流工学、電磁応用工学、有機デバイス、生体計測工学、分散・協調制御、電力変換工学、強誘電体デバイス、生体運動制御、超高周波工学、FDTD解析、電波伝搬、半導体薄膜工学、有機薄膜工学、神経系情報工学、乱流輸送、環境強度設計学、固体力学、応用センシング工学、塑性加工、熱流体数値解析、知能システム、先進機能材料学、画像計測システム、非線形構造解析、破壊力学、適応システム、生物流体力学、ロボット運動力学制御、ナノ力学、微細加工、応用流体工学、材料塑性加

工学，先端素形制御工学，ナノ材料構造解析，材料強度学，材料創製工学，材料輸送特性学，水熱無機材料科学，化学組成分析，移動現象理論，生体材料学，材料精製工学，光機能材料工学，先端計算材料学，画像通信，都市空間設計学，都市・交通計画学，河川水理水工学，地盤設計学，構造設計・維持管理工学，橋梁工学，危機管理学の各テーマを網羅している。

2. 研究科，専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科，専攻等の名称及び理由

理工学研究科は，幅広い学問の基盤的能力と高度な専門的知識を修得し，倫理観及び新たな知を創り出す創造力を身に付け，分野の枠を超えたイノベーションを可能とする高度専門職業人及び研究者の養成を目的として，理学と工学の枠を超えた教育・研究を展開することを目指している。特に，自然科学を応用した技術革新においては，自然科学的な原理の裏付けが明確で，実用化される技術に関して，社会的に説明責任を果たすことができ，安心して社会実装できることが必須となってきた。したがって，高等教育における理工系人材の育成に関しても，理学的な真理の追求と工学的な技術の社会実装が表裏一体であるという，まさに理学と工学の相補的な学問的素養を身に付けた人材育成が重要になってきている。以上の観点から，理工学研究科を1専攻として「理工学研究科」(英語名：Graduate School of Science and Engineering)，「理工学専攻」(英語名：Department of Science and Engineering)とする。

(2) 学位の名称及び理由

養成する人材像・専門分野ごとにプログラムを設定し，プログラムの教育課程及び教育研究分野に合った学位を授与する。理工学専攻において授与する学位は，博士(理学)，博士(工学)，博士(理工学)，博士(数理情報学)とする。

プログラムごとの授与する学位の名称及びその理由は以下のとおりである。

① 数理情報学・データサイエンスプログラム(学位：数理情報学)

本プログラムは，今後の情報化社会のさらなる進展を見据え，数学，情報学，データサイエンスの素養を身に付け，幅広い数理情報学の知識，思考力，問題解決能力を持ち，これからの高度情報化社会を担うことができる人材を育成することを目的としている。この目的に沿って，数学，知能情報工学，データサイエンスを主たる学問分野として，数学，情報学，データサイエンスの素養を主に必要とする数理情報学の幅広い分野で貢献できる高度専門職業人及び研究者を養成するカリキュラムを備えているため，プログラム名を「数理情報学プログラム」(英語名：Program of Mathematics, Informatics and Data science)とし，授与する学位を「博士(数理情報学)」(英語名：Doctor of Philosophy in Mathematics and Informatics)とする。

② 生命・物質・エネルギー科学プログラム（学位：理工学）

本プログラムは、生命科学，化学の基礎から応用を包括する物質化学，素粒子から宇宙に至る物質の本質を探究する物理学，及びエネルギー科学における幅広い知識，思考力，問題解決能力を有する高度理工系人材及び研究者を育成することを目的としている。この目的に沿って，生命工学，化学，応用化学，物理学，電気電子工学，材料工学，エネルギー科学，核科学を主たる学問分野として，理学と工学の分野にまたがって，生命，物質，エネルギーの各分野について，物理学的及び化学的観点から深く修得するカリキュラムを備えているため，プログラム名を「生命・物質・エネルギー科学プログラム」（英語名：Program of Life Science, Material Chemistry and Energy Science）とし，授与する学位を「博士（理工学）」（英語名：Doctor of Philosophy in Science and Engineering）とする。

③ サステイナブル地球環境学プログラム（学位：理学）

本プログラムは，地球科学，生物学，環境科学について，高度で幅広い知識と思考力を有し，持続可能社会に貢献する高度理工系人材及び研究者を育成することを目的としている。この目的に沿って，理学系の領域において，主たる学問分野として地球科学，生物学，環境科学を深く修得するカリキュラムを備えているため，プログラム名を「サステイナブル地球環境学プログラム」（英語名：Program of Sustainable Earth and Environmental Science）とし，授与する学位を「博士（理学）」（英語名：Doctor of Philosophy in Science）とする。

④ 先進工学プログラム（学位：工学）

本プログラムは，機械工学，エレクトロニクス，ロボティクス，材料科学，社会基盤工学の工学分野の専門能力を身に付け，データを活用して，工学分野の幅広い知識と問題解決能力を持つ人材を育成することを目的としている。この目的に沿って，工学系の領域において，主たる学問分野として，電気電子工学，機械工学，物質科学，材料工学，情報・数理科学，社会基盤工学を深く修得するカリキュラムを備えているため，これらの工学の融合領域を象徴する名称としてプログラム名を「先進工学プログラム」（英語名：Program of Advanced Engineering）とし，授与する学位を「博士（工学）」（英語名：Doctor of Philosophy in Engineering）とする。

○学位の専攻分野の決定時期と方法

理工学研究科理工学専攻では，各プログラムにおいて，理学，工学，理工学，数理情報学のいずれかの学位を授与している。どの学位が授与されるかは，プログラムごとに決まっている。入学試験はプログラムごとに実施することとし，学生は受験時にプログラムを選択するため，入学時に学位プログラムが決定される。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方

理工学研究科では、教育課程編成方針において、修了認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる4つの能力(基盤的能力, 専門的学識, 倫理観, 創造力)を修得させるため、大学院共通科目, 研究科共通科目, プログラム専門科目の3つの科目群を設けることで、体系的な教育課程を編成することとしている。教育課程編成方針及び教育課程実施方針(カリキュラム・ポリシー)は【資料1】に、カリキュラムマップは【資料2】に示す。

博士前期課程で、幅広い知識を身に付ける大学院共通科目, 理学と工学の枠を超えた自然科学の基盤的知識や技術を身に付ける研究科共通科目及び専門の高度な知識や技術を身に付けるプログラム専門科目を履修している。博士後期課程では博士前期課程で身に付けた知識・技能を基に、更なる専門知識や技能を修得するためプログラム専門科目を集中的に履修するとともに、研究説明能力, 研究を設計する能力を身に付けるための「学際融合発表演習Ⅰ・Ⅱ」を大学院共通科目として、異分野融合を目的とした「異分野研究体験」や社会で活躍する基盤を身に付ける「長期インターンシップ」, 「プレFD」を研究科共通科目として開講する。博士前期課程と同様に、博士後期課程においても複数の指導教員による多面的な視点による研究指導を行うことで、幅広い視野から普遍的能力と専門的能力の両方を身に付けることができる。

これらの教育課程により、以下の4つの能力の修得が期待できる。

- ・研究科共通科目やプログラム専門科目の学修を通じて身に付ける、理工学の各分野あるいは医学薬学との境界領域において、新たな問題を発見し解決するための基となる知識及び大局的な視野。【基盤的能力】
- ・プログラム専門科目の学修を通じて身に付ける、自プログラムの専門性の高い授業科目の学修や学術論文の講読, 学会等への参加により研鑽を積み, 演習等において指導教員と意見交換を行いながら, 博士研究を計画・推進し, 研究成果を学術論文としてまとめ, 発表する能力。【専門的学識】
- ・研究科共通科目や特別演習, 特別研究等を中心に身に付ける, 研究の遂行に際して法令を遵守することを含めた研究倫理に関する規範意識。【倫理観】
- ・大学院共通科目や特別演習, 特別研究を中心とした研究活動を通じて身に付ける, 先行研究を踏まえて独自の研究を計画, 推進, 及び成果発表する能力。【創造力】

なお、理工学研究科では4月入学と10月入学の年2回の入学を行う。10月入学の入学定員は若干名であるが、4月入学と10月入学のいずれの入学時期の学生に対しても、履修モデルに沿った履修が行えるように科目を開講する。

(2) 教育課程の編成及び特色

理工学研究科では、以下のとおり科目区分を設定する。

① 大学院共通科目

専門分野以外の俯瞰的なものの見方, コミュニケーション能力等を身に付けた人材を育

成することを目的として大学院共通科目を設ける。博士後期課程，博士課程の大学院共通科目として，他者への研究説明能力（プレゼンテーションスキル，コミュニケーションスキル，プロポーザル作成に関する能力），研究を設計・デザインする能力（研究計画書，プロポーザル作成に関する能力）を身に付けるための「学際融合発表演習Ⅰ」「学際融合発表演習Ⅱ」を設定し，必修とする。

② 研究科共通科目

異分野との連携・融合による学際分野の能力向上のための教育や社会で活躍するための基盤を養成することを目的として，理工学研究科に研究科共通科目を設ける。

研究科共通科目では，異分野理解に関わる「異分野研究体験」と専門能力を社会で活用するための「長期インターンシップ」，「プレFD」を選択科目として各1単位で設定し，研究科共通科目の中から2単位以上履修することとする。各科目の実施内容は以下のとおりである。

「異分野研究体験」

専門知識の修得だけでなく，異分野間の相互理解を深め，幅広い見識を身に付けるため，学生が異なる分野の実習を受講することで，異分野で行われている測定及び解析等の技術や研究プロセスを短期集中的に体験し，異分野間の連携・融合を促進できる素養を修得する。

「長期インターンシップ」

社会で活躍するための基盤となる能力を育成するために，企業においてインターンシップを実施する。

「プレFD」

教育研究機関で活躍するための基盤を育成するために，教育・研究指導の技能を修得する。

③ プログラム専門科目

専門の知識・技能を修得することを目的として，プログラムごとの教育研究の柱となる領域に応じたプログラム専門科目を設ける。プログラム専門科目は，各専門分野の先端的な知識や技術を修得するための特論科目を選択必修とし，演習を通して専門分野の課題発見や課題解決の能力を修得するための特別演習及び専門分野の知識，技術を総合して課題に取り組み，新たな発見や技術の創出を通して，研究者や高度技術者として自立して活躍できる能力を修得するための特別研究を必修とする。プログラム専門科目を構成する「特論」，「特別演習」及び「特別研究」の実施内容の概要は以下のとおりである。

「特論」

各分野における課題を提示し解決するために必要な専門知識を身に付ける。

「特別演習」

各分野の研究に関する実験や演習を行い，この分野における課題を提示し解決する

ために必要な専門知識と実験技術を身に付ける。

「特別研究」

専門知識や実験技術を統合・応用することで研究課題を解決し、学位論文を完成させる。

4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

1) 授業の方法

本学大学院は学年を前学期（4月1日から9月30日まで）と後学期（10月1日から翌年3月31日まで）をそれぞれ前学期及び後学期に分け、前学期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後学期の前半を第3ターム、後半を第4タームとするクォーター制を導入し、授業時間は、90分をもって1時限とする。授業科目は、原則として90分の授業を15回又は8回を単位として行うものとする。

2) 授業方法に適した学生数の設定

数理情報学・データサイエンスプログラムは募集人員11名、生命・物質・エネルギー科学プログラムは募集人員5名、サステイナブル地球環境学プログラムは募集人員5名、先進工学プログラムは募集人員3名の合計24名であり、基本的に少人数できめ細やかな教育を行える環境である。

3) 配当年次の設定

原則としてプログラム専門科目の講義科目は1年次～2年次、演習科目及び学位論文作成に直結する特別研究は1年次～3年次とする。

また博士後期課程、博士課程の学生・担当教員が集まり、研究計画・中間報告等を行う大学院共通科目の「学際融合発表演習Ⅰ」「学際融合発表演習Ⅱ」は1年次～2年次に配当する。

研究科共通科目では、異分野の知識や技術を身に付けるための科目「異分野研究体験」、社会で活躍するための基盤を身に付けるための科目「長期インターンシップ」、「プレFD」は、いずれも1年次から2年次において開講する。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

理工学研究科では入学時に各学生の希望する教育研究分野が決まっているため、その教育研究分野の教員が主指導教員となる。さらに、主指導教員は、融合的で相補的な教育研究も視野に入れて、1名以上の副指導教員を原則として理工学研究科及び医薬理工学環の専任教員から選出する。主指導教員は配属された学生と面談を行い、年度を通しての授業履修計画について助言を行い、さらに3年間の研究計画について詳細に打合せ、研究指導計画書として研究科に提出する。修了までのスケジュール表は【資料3】のとおりである。また、

プログラムの養成する具体的な人材像ごとに作成した履修モデルは【資料4】に示す。

(3) 修了要件

理工学研究科の修了要件は、3年以上在学し、所定の授業科目について修了要件として科目区分ごとに定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、論文の審査及び最終試験に合格することとする。なお、優れた研究業績を上げた者については、研究科等の定めるところにより、在学すべき期間を短縮することができる。

本研究科の修了要件は次のとおりである。

科目区分	科目名等	修了要件
大学院共通科目	必修：学際融合発表演習Ⅰ（1単位） 学際融合発表演習Ⅱ（1単位）	2単位
研究科共通科目	選択：異分野研究体験（1単位） 長期インターンシップ（1単位） プレFD（1単位）	2単位以上
プログラム専門科目	必修：自プログラムの特別研究（10単位）	10単位
	必修：自プログラムの特別演習（4単位）	4単位
	選択：自プログラム又は他プログラムの特論科目（2単位）	2単位以上
合計		20単位以上

大学院共通科目では、他者への研究説明能力、研究を設計する能力を身に付けるための科目「学際融合発表演習Ⅰ」「学際融合発表演習Ⅱ」（計2単位）を必修科目とする。研究科共通科目においては、異分野融合を目的とした「異分野研究体験」（1単位）や社会で活躍する基盤を身に付ける「長期インターンシップ」（1単位）、「プレFD」（1単位）の3科目を設け、2単位以上を選択必修とする。

プログラム専門科目では、プログラムごとに開設する専門の研究に関わる「特別研究」（10単位）と専門の知識の修得と思考力を養う「特別演習」（4単位）をともに必修とする。これらに加えて、専門の知識を修得する「特論」（2単位）を自プログラム又は他プログラムから2単位以上選択する。合計20単位以上の修得を修了要件とする。

(4) 学位論文の審査体制、公表方法及び審査基準

学位論文の審査に当たっては、主指導教員が主査を務め、その他の教員（他プログラム教員あるいは他研究科等教員、他大学教員も含む）からなる副査（2名以上）が、作成した論文及び口頭発表に対して、評価項目、評価基準に基づいて博士論文を審査する。加えて、学位論文公聴会における主査、副査による学位審査（質疑応答を含む）を経て、博士の学位授与を判定する。主査及び副査2名以上からなる審査委員全員が合格とした場合に博士論文合格とする。また、学位論文及び策定した学位論文に係る評価の基準は、本学のホームページで公開するとともに、指導教員を通じて学生に対して文書で明示する。

評価項目及び評価基準は以下に示す。

(評価項目)

1. 論文のテーマ・内容に学術的あるいは社会的な貢献があること。
2. 研究が妥当な方法によって行われていること。
3. 論文の内容が信頼性・論理性を持つこと。
4. 研究結果に対する考察が適切に行われていること。
5. 学位論文の構成・体系が適切に設定されていること。
6. 先行研究の調査・引用等が適切になされていること。

(評価基準)

上記の評価項目のすべてを満たすことをもって博士の学位論文として合格とする。

(5) 研究の倫理審査体制

1) 研究者倫理・行動規範

本学の研究者の倫理については、学術研究の健全な環境の確保と信頼性・公正性の向上を目的として、「富山大学研究者倫理・行動規範」(平成18年9月21日)を策定している。

本学の研究者による研究活動における不正行為の防止及び不正行為の問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決を図るため、「富山大学の研究活動における不正防止に関する規則」(平成18年12月26日制定)に基づき、研究業務を担当する理事を責任者として、本学で研究に携わる者の、公正な研究活動を推進している。また、「富山大学研究不正防止対応計画書」を策定し、研究費等の不正使用防止に向けた取組を実施している。

これらの研究活動上の研究者倫理の向上及び研究費等の不正使用の防止等に関する取組の相互連携を図るために研究不正防止対策推進室を設置し、本学における取組を統括している。

2) コンプライアンス教育及び研究倫理教育

研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止する取組みとして、研究機関においてコンプライアンス・研究倫理教育を実施することにより、研究者の倫理観を醸成することが重要とされており、本学では、全ての研究者を対象にAPRIN eラーニングプログラムを実施している。また、全学生に研究倫理教育の一環として研究倫理教育に関するパンフレットを配布し、教材として活用している。

3) 研究の倫理審査体制

本学では、人間を直接対象とした医学の研究及び医療行為のための「富山大学医の倫理に関する規則」【資料5】と人間を対象とする研究(医療を目的とした研究を除く。)のための「富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則」【資料6】

の2つの規則を定めており、研究内容に応じ倫理審査を受審する必要がある。さらに、動物実験に関しては「国立大学法人富山大学動物実験取扱規則」【資料7】、動物実験のうち遺伝子改変を伴うものに関しては「国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則」【資料8】を定めている。

本研究科では、学生が人間もしくは動物を被験者・被検体として実験を行う可能性がある場合、実験を開始する前に指導教員が当該学生に上記規則のうち該当するものに関する講習会及びe-ラーニングを必ず受講させる。

学生は、それぞれの規則によって規制されている実験を開始する前に、所定の手続き方法によって実験計画書を各規則の管理委員会に提出し、承認を得てから当該実験に着手するようにする。

(6) 研究活動の単位数

本研究科では、博士論文作成のため実践的に研究することを通して、幅広い分野横断的な知識と視野を持ち、産業界においてもリーダーとして社会的に説明責任を果たしつつ技術革新を牽引できる理工系職業人や、基礎・応用において革新をもたらすような研究者を育成する。博士論文研究には、所属研究室における実験等だけでなく、異分野間の複数指導体制の幅広い分野からの研究教育指導、文献調査、学会等でのプレゼンテーションなど研究分野に関連する現場観察、関係者との対話、社会調査などが含まれ、講義科目や演習科目と同等あるいはそれ以上に深い学識を得る場として期待されることから、博士論文に関わる研究活動の学修成果を評価することが適切と認められるので、「大学設置基準」第21条第3項（「大学院設置基準」第15条）を踏まえ、「数理情報学・データサイエンス特別研究」、「生命・物質・エネルギー科学特別研究」、「サステイナブル地球環境学特別研究」、「先進工学特別研究」を授業科目及び単位として認定する。また、この特別研究は博士後期課程の1年次～3年次に渡る科目として配当されており、その学修時間は各学生の全学修活動のおよそ半分を占めると考えられることから、単位数は、各プログラムの修了要件合計単位数20単位の半分（10単位）とする。

(7) 外国人留学生の指導等について

本研究科では、外国人留学生の入学を予定している。

外国人留学生の在籍管理は、理工学研究科の教務担当事務職員が主指導教員と連携して行う。具体的には、教務担当事務職員が授業の履修状況を把握し、主指導教員が研究室における在籍状況を確認する。履修指導及び生活指導等は、主指導教員が教務担当事務職員と連携して指導を行う。

(8) 多様なメディアを利用した授業について

大学院共通科目については、オンデマンド型の多様なメディアを利用した授業を行う。研究科共通科目及びプログラム専門科目については、原則として本学の五福キャンパスで授業

を実施することとし、学生はキャンパスに通学して対面で授業を履修する。ただし、企業等に勤務する社会人であっても可能な限り標準修業年限内に修了できるよう、インターネットを介して授業を遠隔受講できるようにする。また、必要に応じてそれら学生の休業期間等を活用した集中講義等を実施する。

なお、大学院課程であるため修了要件単位数に対する多様なメディアを利用した授業の単位数の制限は無い。

5. 基礎となる修士課程との関係

令和4年4月に設置した理工学研究科理工学専攻博士前期課程の8プログラムの修了生を、博士後期課程の4プログラムに受け入れ、博士前期・博士後期で一貫した教育内容を提供する5年一貫型教育体制を構築する。博士後期課程では、博士前期課程との連携は重視しつつも博士前期課程よりもさらに分野融合的で高度な教育を実施するため、博士前期課程の8プログラムを再編・融合した4プログラムを博士後期課程に設置する。基礎となる修士課程(博士前期課程)である理工学研究科理工学専攻(博士前期課程)との間における、教育研究の柱となる領域との繋がり、【資料9】に示す関係図のとおり。

なお、持続可能社会創成学環からも、主に理工学研究科の研究領域に含まれる専門分野を有する学生については、関連の深いプログラム(数理情報学・データサイエンス P, サステイナブル地球環境学 P)へ進学することも可能としている。

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

(1) 実施場所及び実施方法

本学では、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる方法として、ビデオ会議システムを利用した同時双方向型の授業と学習管理システム(LMS)のMoodleを利用したオンデマンド型の授業を行っている。

(2) 学則等における規定

国立大学法人富山大学学則及び大学院学則において、以下のとおり規定している。

国立大学法人富山大学学則(平成17年10月1日制定)

(授業の方法等)

第61条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学部等及び教養教育院において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部等及び教養教育院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場

所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 卒業に必要な所定の単位数のうち、第2項及び第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

国立大学法人富山大学大学院学則（平成17年10月1日制定）

（授業の方法）

第23条の2 授業の方法については、本学学則第61条第1項から第3項までの規定を準用する。

授業を教室以外の場所で履修させる場合には、遠隔授業システムを利用した大学からの資料や映像の配信など多様なメディアを活用して行い、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む教室以外の場所で受講できるものとする。本講義形態においては、同時かつ双方向に行われるか、そうでない場合は、当該授業の終了後すみやかに十分な指導を併せ行うとともに、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているものとし、大学設置基準第25条第2項（大学院設置基準第15条）の規定の要件を満たすものとする。

7. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

本学では、社会人の受入に対応するため、教育方法の特例として大学院設置基準第14条に基づき、国立大学法人富山大学大学院学則（平成17年10月1日制定）第23条において、「教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」と規定している。

本研究科における社会人学生への「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施は、次のとおりである。

博士後期課程の修業年限は3年である。なお、申し出があった場合、事前に履修計画を確認し、個別審査を行った上、4～6年間の長期履修を認めることとする。履修指導及び研究指導は、研究指導教員が社会人学生と研究計画の打合せを行うことで、計画的に履修及び研究ができるよう指導する。履修に当たっては、時間外等の学修ができるように履修方法を工夫し、通常開講時期に履修できない場合、一部の科目において多様なメディアを高度に利用することで、通常開講時期以外の時間などで履修しやすい環境を整える。研究指導においては、土日等の研究指導の実施も可能とする。また、本研究科の所在する五福キャンパスの中央図書館では、授業期間中は平日8時45分から22時00分まで、土・日曜は10時00分から17時00分まで開館しており、社会人学生も十分利用可能な体制を整備している。

社会人学生を対象とした社会人特別入試では、面接及び出願書類により、大学院修士課程修了レベルの基礎学力及び志望動機・学修意欲を評価する。加えて、博士後期課程進学時に博士後期課程修了者と同等あるいはそれ以上の業績（能力）のある社会人を対象に、1年間の博士号取得を可能とする社会人早期修了入試も実施する。本研究科の改組元となる理工学教育部において、主に企業に在籍しながら博士号取得を目指す社会人学生が入学する

例も多く、理工学研究科においても、引き続き社会人学生の受入を積極的に行っていく。

本学では、教員組織である学術研究部の学系ごとに教員のエフォートを管理し、教育業務に係る負担が一部の教員に集中しないように調整している。本研究科を担当する専任教員は、大学院以外に学部教育や各種センター業務等を担当しており、大学院を専ら担当する専任教員は配置していないが、前述のとおりエフォート管理を行うことで、上記のような教育方法を実施するに当たり、教育業務に係る負担が一部の教員に集中しないような体制となっている。

8. 入学者選抜の概要

理工学研究科及び各プログラムのアドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)、入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)は【資料1】に示す。

理工学研究科は、理工学分野に強い関心と基礎的能力を有し、将来、専門知識と技術を活かして、技術革新を牽引し、文化の進展に寄与することにより、人類の福祉に貢献できる技術者・研究者となる意欲のある学生を求める。

博士後期課程において、求める資質・能力は以下の4点である。

- ・【**基盤的能力**】理工学を中心とした広範な学問分野について広く知識を修得する意欲を持つとともに、修士課程修了相当の基礎学力として、理解力、論理的思考力、表現力を身に付けている。
- ・【**専門的学識**】理工学分野に深い興味を持ち、それらの専門研究を通して専門的知識と応用力を身に付け社会で活躍する意欲を持っている。
- ・【**倫理観**】社会の一員としての責任感や倫理観を持って主体的に研究し、科学技術の健全な発展に貢献しようという意識を持っている。
- ・【**創造力**】地域社会や国際社会に貢献するために、未知の問題や最先端の問題に挑戦しようという旺盛な研究意欲や柔軟な思考力を身に付けている。

これらの資質・能力を評価し、複数の受験機会を提供するとともに多様な学生を評価できるようにするために、以下の入試を行う。

① 一般入試

口述試験、面接及び書類審査により、英語の語学力、志望する教育研究分野に関連する知識、修士論文及び入学後の研究計画について評価する。

②-1 社会人特別入試

口述試験、面接及び出願書類により、志望する教育研究分野に関連する科目、学術論文、業績報告書、特許等の研究業績及び入学後の研究計画について評価する。

②-2 社会人早期修了入試(数理情報学・データサイエンスプログラム)

成長分野であるデジタル分野をけん引する高度情報専門人材を輩出する数理情報学・データサイエンスプログラムにおいて、社会人早期修了入試を行う。社会人早期修了入試は、博士後期課程進学時に博士後期課程修了者と同等あるいはそれ以上の業績(能

力)のある社会人を対象とし、口述試験、面接及び出願書類により、志望する教育研究分野に関連する科目、学術論文、業績報告書、特許等の研究業績及び博士論文作成計画書について評価する。

ただし、「レフェリーシステムの確立した学術誌に掲載または掲載決定されている論文が1篇以上あること(単著であるかどうか、筆頭著者であるかどうかは問わない)、または、特許が1件以上あること」を入学条件にする。なお、本選抜の入学者は1年間で博士号を取得することを可能とする。

③ 外国人留学生特別入試

口述試験、面接及び出願書類により、博士後期課程の教育を受けるために必要となる語学力、志望する教育研究分野に関連する科目、修士論文及び入学後の研究計画について評価する。

各選抜における募集人員は、一般入試(4月入学、10月入学)24名(10月入学は若干名)、社会人特別入試(4月入学、10月入学)若干名、社会人早期修了入試(4月入学、10月入学)若干名、外国人留学生特別入試(4月入学、10月入学)若干名とする。

社会人、外国人留学生の受入れに当たっては、主指導教員が履修指導を行い、必要な教育上の配慮等を行う。加えて、社会人早期修了プログラムの入学者に対しては、論文作成などの教育研究指導をオンラインで指導できる体制を整える。なお、外国人留学生の受入れに際して、外国人留学生の日本語能力等の資格要件は求めているが、経費支弁能力については保証人によって確認している。在籍管理方法については理工学研究科の教務事務職員が主指導教員と連携して行う。社会人特別入試に出願することのできる者は、各種の研究機関、教育機関、企業等に勤務している研究者又は技術者で、所属長から推薦を受け、修士の学位又は専門職学位を有する者及び入学時まで授与される見込みの者を指す。

研究生や科目等履修生といった正規の学生以外の者については、志望する専門分野又は関連分野の修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を若干名受け入れる。入学に当たっては教授会等において選考を行う。

9. 教員組織の編制の考え方及び特色

(1) 教員組織編制の考え方

理学・工学の学問領域の相補的・相乗的な連携を強化するとともに、学問領域の枠を超えた、新しい学問領域に対応することを目指して、教員組織の編制を行う。

このような学問領域の枠を超えた教員編制により、以下のようなことが可能となる。

- ・異分野の教員がプログラムを構成することによって、異分野間の連携や融合を促進することができる。
- ・新しい学問領域に対応したプログラムにより、より地域のイノベーションに寄与する研究・教育が可能となる。
- ・理学・工学の枠を超えた編成を行うプログラムでは、自然科学分野の成果から社会実装

に向けた流れを教育することにより、より実践的な能力を備えた専門職業人の養成に貢献できる。

(2) 教育上主要と認める授業科目の教員配置状況及び教員組織の研究分野

理工学研究科の専任教員は高度の専門性を有する教員（教授 69 名，准教授 58 名，講師 17 名，助教 17 名の計 161 名）（令和 9 年 3 月 31 日時点）から構成される。各プログラムにおいてコアとなるプログラムの専門分野に関わる講義科目（特論）及び演習科目（特別演習），研究に関わる特別研究科目については，専任の教員が担当している。各プログラムの専任教員数は以下のとおりである。複数のプログラムに属する教員もいるが，複数のプログラムに属する教員が過重負担とならないよう，エフォート管理の仕組みが全学で整備されており，理工学研究科においてもこの仕組みに則り，エフォート管理を行い，教員の負担に不都合が生じないようにする。

プログラム名	教授	准教授	講師	助教
数理情報学・データサイエンスプログラム	12 名	9 名	0 名	0 名
生命・物質・エネルギー科学プログラム	21 名	22 名	7 名	10 名
サステイナブル地球環境学プログラム	18 名	10 名	4 名	6 名
先進工学プログラム	24 名	21 名	6 名	1 名

(3) 教員の年齢構成

本研究科は，専任教員 161 名のうち，教授 69 名，准教授 58 名，講師 17 名，助教 17 名である。この年齢構成は，完成年度（令和 9 年 3 月 31 日）時点で，30～39 歳が 5 名，40～49 歳が 37 名，50～59 歳が 76 名，60～65 歳が 43 名となっている。この年齢構成は，本研究科における教育研究水準の維持向上のうえで問題はない。

なお，本学の教育職員の定年年齢は「国立大学法人富山大学職員就業規則」【資料 10】の第 17 条第 2 項において，65 歳と定めており，理工学研究科に定年延長する教員はおらず，教員組織の継続性に問題はない。

理工学研究科完成年度（令和 9 年 3 月 31 日）における専任教員の年齢構成

年齢	教授	准教授	講師	助教	計
60 代	29 人	10 人	3 人	1 人	43 人
50 代	38 人	31 人	5 人	2 人	76 人
40 代	2 人	16 人	9 人	10 人	37 人
30 代	0 人	1 人	0 人	4 人	5 人

10. 研究の実施についての考え方、体制、取組

(1) 研究の実施についての考え方、実施体制

本学では、研究に関する目標として、「学問の継承・発展と基礎的な研究を重視するとともに、現代社会の諸問題に積極的に取り組み、融合領域の研究を推進する。また、基礎研究を充実するとともに、「地域と世界に向けて先端的研究情報を発信する総合大学」を目指す。」と掲げている。

目標を実現させるため、特色ある研究の推進と、多様な分野での研究推進を支援するとともに、世界と地域に向けて研究成果を発信し、将来を担う人材を育成することを目的とした研究推進機構を設置している。中でも研究推進機構の研究推進総合支援センターでは、自然科学研究や生命科学研究に関する施設設備の管理や共同利用の先端技術利用の推進を行うだけでなく、優れた設備オペレーション技能を有する人材の育成により、学内の研究支援にとどまらず地域企業・業界団体との連携・共同研究を促進させており、研究環境を整備する体制が整っている。

(2) 技術職員や URA の配置状況

研究活動をサポートするために、技術職員 68 名、URA・コーディネーター19 名を配置している。

URA・コーディネーターは、①研究者と企業等との連携推進・創出及びコーディネート、②技術移転や共同研究の交渉、企業等のマッチング、③産学連携関連の競争的資金(事業化・産業化支援)獲得支援及び進捗管理、④共同研究等大型プロジェクト(公的競争的資金事業等)の企画及び進捗管理、⑤知財(商標権、著作権等を含む)創出支援、管理、活用の促進、⑥企業への知財・技術シーズ移転コーディネート活動、⑦企業等を訪問し、組織的連携、地域振興を含めた産業界との連携構築活動、⑧国際連携支援、外国特許権に関する業務により、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を担っている。

11. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場

理工学研究科の教育研究は、五福キャンパスで実施する。五福キャンパスは現在、6 学部(人文学部、教育学部、経済学部、理学部、工学部及び都市デザイン学部)、2 研究科(人文社会芸術総合研究科及び理工学研究科)、2 教育部(理工学教育部、生命融合科学教育部)、2 学環(持続可能社会創成学環、医薬理工学環)を設置している。また全学の教養教育が行われるなど、本学における中心的なキャンパスであることから、教育研究を実施するに当たり十分な環境を備えている。

また、運動場 46,767 m²、体育館(第1～第3) 3,573 m²を有し、テニスコート、武道場、プール等のほか、学生が休息するスペースとして、食堂、売店、学生会館等が備えられている。

(2) 校舎等施設

本研究科の校舎等施設は、基本的に現在の理工学教育部のスペースを利用する。共通教育棟や総合情報基盤センター等の全学共通施設以外に本研究科独自の施設として、講義室 29 室、演習室 32 室、実習・実験室 209 室を有している。また、教員の研究室に関しても、理学部 1 号館・2 号館・総合研究棟、工学部機械系実験研究棟・共通研究棟・材料系実験研究棟・化学系実験研究棟・電気系実験研究棟・電子情報実験研究棟・大学院実験研究棟、都市デザイン学部実験実習棟・都市デザイン学部研究棟を主として、専任の教員に対し十分な数を設けており、当該研究室に実験室や演習室を近接させることにより、大学院生の演習や特別研究に際して、施設を共用し、指導することができるように整備している。なお、研究室と近接する学生やスタッフが利用できる部屋を備えており、学生は自習スペースや控室としても利用できるようにしている。

(3) 図書等の資料及び図書館

本学附属図書館は、中央図書館、医薬学図書館、芸術文化図書館からなり、本研究科を設置する五福キャンパスにある中央図書館には、人文・社会・自然科学系統の幅広い図書・資料を収集している。中央図書館の蔵書は約 106 万冊、学術雑誌は約 1 万 7 千種、視聴覚資料は約 1 万 1 千点を所蔵している。電子ジャーナルは、全学で Nature や大規模パッケージを契約、科学・技術・医学を中心に広く購入しており、約 1 万タイトルを利用することができる。また、工学部校舎内に工学専門図書室を整備しており、工学分野全般にわたる専門図書を利用することができる。

中央図書館の閲覧スペースは、9,589 m²、座席数は 750 席、全館で無線 LAN が利用可能である。平日は 8:45~22:00、土日祝日は 10:00~17:00 (試験期間は 20:00) まで開館し、学生への図書閲覧・貸出の便宜を図っている。また、リフレッシュ・コミュニケーションゾーン、アクティブ・ラーニングゾーン、プレゼンテーションゾーン室などの様々な学修形態に応じた環境を整備しており、学生の自主的・能動的学修を支援している。

12. 管理運営及び事務組織

(1) 全学体制

富山大学では、教育研究組織と教員組織を分離し、教員が一元的に所属する組織として「学術研究部」を設け、戦略的な人事計画の立案・実施と高度で特色ある分野横断的な教育研究を推進している。

学術研究部には、分野ごとに 11 の学系を設け、本学の教員はいずれかの学系に所属し、その専門性に応じて学部、研究科等の教育研究組織に配置され、教育・研究等の業務に従事している。

(2) 研究科委員会等

本研究科に研究指導配置される教員により構成する理工学研究科委員会を置く。

理工学研究科委員会は、①入学，課程の修了その他学生の身分，②学位の授与，③教育課程の編成，④大学院担当教員，⑤教員の配置に関する事項，⑥その他，学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議する。

なお，研究科長，副研究科長，理工学研究科理工学専攻博士後期課程に研究指導配置される教授を構成員とした博士後期課程部会に研究科委員会の審議を付託し，柔軟な運営を行う。

上記の研究科委員会や博士後期課程部会は，理学系教員と工学系教員が混在するため，問題意識や課題が共有され，一体的な意識のつながりが形成される。

(3) 事務組織

本学の事務組織は監査課，総務部，財務施設部，学務部，研究推進部，五福高岡地区事務部，杉谷地区事務部から構成している。事務組織及び各部課の所掌事務の範囲は「国立大学法人富山大学事務組織規則【資料 11】」で明確に定めている。

また，教育・学生支援機構に，全学的な立場から学生相談の対応，生活指導體制の充実や課外活動支援の企画・実施を行い，学生支援活動の充実発展に寄与するための「学生支援センター」及び学生の就職活動支援やキャリア形成支援を行うための「就職・キャリア支援センター」を設置しており，学生の厚生補導を行う体制が整っている。

13. 自己点検・評価

(1) 実施体制及び実施方法

本学では，国立大学法人富山大学大学評価規則第 4 条第 2 項の規定に基づき，国立大学法人富山大学計画・評価委員会を設置し，自己点検・評価を実施している。同委員会は，評価担当理事を委員長とし，各学系から選出された教授で構成されている。また，同委員会では主に，学校教育法第 109 条第 1 項に基づく組織及び運営等に係る自己点検・評価，国立大学法人評価委員会が行う中期計画の評価に関する事項等を審議している。また，令和 4 年度からは，自己点検・評価等の業務を更に充実するため，評価担当理事を室長とする国立大学法人富山大学計画・評価室を設置し，評価に関する業務を行っている。

そして，計画・評価委員会や計画・評価室と各部局が密接に連携し，自己点検・評価を実施するとともに，自己点検・評価報告書を作成している。

(2) 評価結果の公表及び活用

自己点検・評価結果については本学のウェブサイト等を通して大学内及び社会に対して広く公表・公開している。また，この評価を通じて，中期目標・中期計画及び年度計画の改善を検討することとしている。

14. 情報の公表

(1) 大学全体の公表体制

本学は、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、広報担当理事を中心に、教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況を積極的に公表している。

(2) 大学ウェブサイトにおける情報提供

公式 Web サイト (<https://www.u-toyama.ac.jp>) において、大学の理念と中期目標・中期計画等の大学が目指している方向性を発信するとともに、カリキュラム、シラバス等の教育情報、学則等の各種規程や定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公表している。具体的には以下のとおりである。

- ①大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること
- ②教育研究上の基本組織に関すること
- ③教員組織、教員の数及び各教員が有する学位並びに業績に関すること
- ④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること（学位論文に係る評価に当たっての基準を含む）
- ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
上記①～⑨

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/education-act/>

ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報の公開

⑩その他

■学則等各種規程

<http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/index.htm>

HOME > 大学紹介 > 情報公開 > 大学運営に関する情報 > 国立大学法人富山大学規則集

■学部等の設置に係る情報

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/establish/>

HOME > 大学紹介 > 情報公開 > 大学運営に関する情報 > 学部等の設置に係る情報

■中期目標・中期計画

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/plan/>

HOME > 大学紹介 > 中期目標・中期計画・年度計画

■法人評価, 認証評価, 自己点検・評価

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/assessment/>

HOME > 大学紹介 > 中期目標・中期計画・年度計画 > 大学評価

また、学生はインターネットを介した「学務情報システム（ヘルン・システム）」により、学籍情報照会、シラバス閲覧、履修登録、成績照会を行うことが可能であるとともに、PCやスマートフォン等から休講・補講等の情報を確認することができるよう、アプリケーション「とみだい iNfo」を公開している。

15. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 全学的な取組状況

本学では、教育・学生支援機構の下に、教育担当理事をセンター長とした、「教育推進センター」を設置し、教育の質保証や教育評価、全学的FDの企画立案・実施・評価等を行っている。

また、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、全学的に職務関連研修を実施するほか、大学職員に必要な知識・技能を習得させ、必要な能力及び資質を向上させるために以下の取組を実施している。

- ① 個人情報保護に関する研修会（役員及び教職員を対象に個人情報保護管理への理解と意識向上を促すために講義形式で研修を実施するもの）
- ② コンプライアンス教育及び研究倫理教育（非常勤職員も含めた全研究者を対象に研究者の倫理観を醸成し、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止するために、CITI Japan プロジェクトによるeラーニングを実施するもの）
- ③ 情報セキュリティ研修（本学において情報システム利用ユーザIDを使用する派遣社員を含めたすべての教職員を対象に、本学における組織的な情報セキュリティ水準の向上を促すために、eラーニングを実施するもの）
- ④ 事務系職員スキルアップ研修（事務系職員を対象に、本学職員における階層（フレッシュ～マネージャークラス）ごとに求められる必要な知識を学ぶために、eラーニングを実施するもの）

(2) 理工学研究科理工学専攻における取組

全学の取組の他に、研究科独自又は他部局と連携してFD講演会や研修会を開催し、教育・指導の質の向上に努めていく。また、教育の成果を検討する資料として、修了時のアンケートだけでなく、修了後社会に出た学生や修了生の就職先企業などに対してアンケート調査を行い、教育の成果を評価してもらうとともに、これをもとにカリキュラムや教育法の

改善を図る。

資料目次
(設置の趣旨等を記載した書類)

資料 1	理工学研究科博士後期課程で養成する人材像及び3つのポリシー	02
資料 2	カリキュラムマップ	07
資料 3	修了までのスケジュール表	08
資料 4	プログラムの養成する具体的な人材像ごとに作成した履修モデル	09
資料 5	富山大学医の倫理に関する規則.....	19
資料 6	富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則.....	23
資料 7	国立大学法人富山大学動物実験取扱規則.....	27
資料 8	国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則.....	36
資料 9	基礎となる修士課程との関係図	41
資料 10	国立大学法人富山大学職員就業規則	42
資料 11	国立大学法人富山事務組織規則	56

理工学研究科 理工学専攻 博士後期課程の3つのポリシー

【 博士(数理情報学), 博士(理工学), 博士(理学), 博士(工学) 】

大学院の目的 (大学院学則 第2条)		研究科(専攻)の教育上の目的	
<p>本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p>		<p>理工学研究科は、理工学及びその関連分野の学術的な理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識、卓越した能力、及び倫理観を培い、自然科学及び科学技術の発展に寄与することを目的とする。</p>	
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー	
<p>【修了認定・学位授与の方針】 理工学研究科博士後期課程では、本研究科で掲げる教育上の目的に基づき、各プログラムにおける所定の課程を修め、以下に示す学修成果を上げたものに、教育分野に応じて博士(数理情報学)、博士(理工学)、博士(理学)又は博士(工学)の学位を授与する。</p>	<p>【教育課程編成方針】 理工学研究科博士後期課程では、修了認定・学位授与の方針に掲げる4つの能力を学修するため、体系的な教育課程を編成する。</p> <p>【教育課程実施方針】 3年間の学修を通じて、学生が主体的・能動的に学ぶことができるような教育課程を実施する。授業科目としては、必修の大学院共通科目、選択必修の研究科共通科目に加えて、プログラム専門科目として必修科目の演習・特別研究の他、自プログラムの講義科目、他プログラムの講義科目を選択することにより行う。その評価は、各能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。</p>	<p>【入学者受入れの方針】 理工学研究科は、理工学分野に強い関心と基礎的能力を有し、将来、専門知識と技術を活かして、技術革新を牽引し、文化の進展に寄与することにより、人類の福祉に貢献できる技術者・研究者となる意欲のある学生を求める。</p> <p>【入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】 ＜一般入試＞ 口述試験、面接及び書類審査により、英語の語学力、志望する教育分野に関連する科目、修士論文及び入学後の研究計画について評価する。 ＜社会人特別入試＞ 口述試験、面接及び出願書類により、志望する教育分野に関連する科目、学術論文、業績報告書、特許等の研究業績及び入学後の研究計画について評価する。 ＜社会人早期修了入試＞ 口述試験、面接及び出願書類により、志望する教育分野に関連する科目、学術論文、業績報告書、特許等の研究業績及び修士論文作成計画書について評価する。 ＜外国人留学生特別入試＞ 口述試験、面接及び出願書類により、博士後期課程の教育を受けるために必要となる語学力、志望する教育研究分野に関連する科目、修士論文及び入学後の研究計画について評価する。</p>	
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー	
<p>【学修成果の到達目標】</p>	<p>【学修内容、学修方法及び学修成果の評価方法】</p>	<p>【求める資質・能力】</p>	
<p>基盤的能力</p> <p>【学修成果】 理学及び工学の分野における研究及びその普及・解説の基盤となる豊かな学識や、様々な課題の解決に必要な学問分野を問わない俯瞰的、大局的な視野を身に付けている。 原著論文を理解し、また研究成果を発信するための基礎となる英語力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 ・理工学研究・普及の基盤となる豊かな学識 ・原著論文を理解するための読解力・論理的思考力・語学力 ・研究成果を発信するための表現力・語学力</p>	<p>【学修内容】 理工学の各分野あるいは医学薬学との境界領域において、新たな問題を発見し解決するための基となる知識及び大局的な視野を身に付ける。</p> <p>【学修方法】 自プログラム又は他プログラム開講科目を学修する。研究科共通科目で異分野の知識や技能を修得する。</p> <p>【学修成果の評価方法】 各授業科目の教員が、試験、レポート、発表により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 理工学を中心とした広範な学問分野について広く知識を修得する意欲を持つとともに、修士課程修了相当の基礎学力として、理解力、論理的思考力、表現力を身に付けている。</p>	
<p>専門的学識</p> <p>【学修成果】 専門分野における世界水準の理工学研究の成果と手法を理解する能力、及び理工学研究を基とした高度の専門性を要する職業に必要な能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 ・先端的な理工学研究の成果と手法を理解する能力</p>	<p>【学修内容】 自プログラムの専門性の高い授業科目を学修するとともに、学術論文の講読や学会等への参加により研鑽を積む。演習等において指導教員と意見交換を行いながら、博士研究を計画・推進し、研究成果を学術論文としてまとめ、発表する。</p> <p>【学修方法】 自らの研究テーマに関連した授業科目を学修するとともに、学術論文等の講読や学会等への参加により学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】 各分野の教員が、最終試験、発表及び執筆した学術論文により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 理工学分野に深い興味を持ち、それらの専門研究を通して専門的知識と応用力を身に付け社会で活躍する意欲を持っている。</p>	
<p>倫理観</p> <p>【学修成果】 研究倫理に関する規範意識を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 研究倫理に関する規範意識を持ち、倫理に従った研究活動が行える。</p>	<p>【学修内容】 研究の遂行に際して法令を遵守することを含め、研究倫理に関する規範意識を身に付ける。</p> <p>【学修方法】 各種講習会の受講又はeラーニング教材による学修により行う。研究科共通科目「長期インターンシップ」や「フレFD」により、社会とのかかわりを学び、職業意識や倫理観を身に付ける。</p> <p>【学修成果の評価方法】 実施内容に応じて、レポート、教材の修了により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 社会の一員としての責任感や倫理観を持って主体的に研究し、科学技術の健全な発展に貢献しようという意識を持っている。</p>	
<p>創造力</p> <p>【学修成果】 先行研究を踏まえて独自の研究を計画、推進するとともに、その成果を学術論文などにまとめ発表する能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 研究計画能力、推進能力、及び成果発信力</p>	<p>【学修内容】 先行研究を踏まえて独自の研究を計画、推進、及び成果発表する能力を身に付ける。</p> <p>【学修方法】 研究の実施、論文執筆、学会・研究会での発表により学修する。大学院共通科目「学際融合発表演習Ⅰ・Ⅱ」において、成果発表を行ない、幅広い視野から自身の研究を見直す。</p> <p>【学修成果の評価方法】 各分野の教員が、最終試験、発表及び執筆した学術論文により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 地域社会や国際社会に貢献するために、未知の問題や最先端の問題に挑戦しようという旺盛な研究意欲や柔軟な思考力を身に付けている。</p>	

<p style="text-align: center;">大学院の目的 (大学院学則 第2条)</p> <p>本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的</p> <p>理工学研究科博士後期課程 数理情報学・データサイエンスプログラムにおいては、理学及び工学分野の積極的融合により新たな学際領域、数理情報学・データサイエンス分野における科学・技術の高度化に対応でき、独創的な研究能力を有する研究者や地域産業の中核的担い手となる高度技術者の育成を目的とする。</p>
---	--

<p>プログラムの養成する人材像</p> <p>数学、情報学およびデータサイエンスに必要なプログラミングやコンピューター、AIについての素養を必要とする数理情報学の幅広い分野で貢献できる高度専門職業人および研究者を養成する。</p>
--

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>【修了認定・学位授与の方針】</p> <p>理工学研究科博士後期課程 数理情報学・データサイエンスプログラムでは、本研究科で掲げる教育上の目的に基づき、本プログラムにおける所定の課程を修め、以下に示す学修成果を上げたものに、博士(数理情報学)の学位を授与する。</p>	<p>【教育課程編成方針】</p> <p>理工学研究科博士後期課程 数理情報学・データサイエンスプログラムでは、修了認定・学位授与の方針に掲げる4つの能力を学修するため、体系的な教育課程を編成する。</p> <p>【教育課程実施方針】</p> <p>3年間の学修を通じて、学生が主体的・能動的に学ぶことができるような教育課程を実施する。授業科目としては、必修科目の演習・特別研究に加え、自プログラムの講義科目、他プログラムの講義科目を選択することにより行う。その評価は、各能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。</p>	<p>【入学受入れの方針】</p> <p>理工学研究科理工学専攻博士後期課程 数理情報学・データサイエンスプログラムでは、数学、情報学及びデータサイエンスの面から技術イノベーションを牽引し、地域の人々の幸福度の向上に貢献できる数理情報学高度専門職業人及び研究者となる意欲のある学生を求める。</p> <p>【入学選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】</p> <p>複数の受験機会を提供するとともに多様な学生を評価できるようにするため、以下の各種の入試を提供する。</p> <p><一般入試></p> <p>口述試験、面接及び書類審査により、英語の語学力、志望する教育分野に関連する科目、修士論文及び入学後の研究計画について評価する。</p> <p><社会人特別入試></p> <p>口述試験、面接及び出願書類により、志望する教育分野に関連する科目、学術論文、業績報告書、特許等の研究業績及び入学後の研究計画について評価する。</p> <p><社会人早期修了入試></p> <p>口述試験、面接及び出願書類により、志望する教育分野に関連する科目、学術論文、業績報告書、特許等の研究業績及び博士論文作成計画書について評価する。</p> <p><外国人留学生特別入試></p> <p>口述試験、面接及び出願書類により、博士後期課程の教育を受けるために必要となる語学力、志望する教育研究分野に関連する科目、修士論文及び入学後の研究計画について評価する。</p>
<p>【到達目標及び到達指標】</p>	<p>【学修内容、学修方法及び学修成果の評価方法】</p>	<p>【求める資質・能力】</p>
<p>基盤的能力</p> <p>【学修成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理学及び工学の分野における研究及びその普及・解説の基盤となる豊かな学識や、様々な課題の解決に必要な学問分野を問わない俯瞰的、大局的な視野を身に付けている。 原著論文を理解し、また研究成果を発信するための基礎となる英語力を身に付けている。 <p>【到達指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理工学研究・普及の基盤となる豊かな学識・原著論文を理解するための、読解力・論理的思考力・語学力 研究成果を発信するための表現力・語学力 	<p>【学修内容】</p> <p>理工学の各分野あるいは医学・薬学との境界領域において、新たな問題を発見し解決するための基となる知識及び大局的な視野を身に付ける。</p> <p>【学修方法】</p> <p>自プログラム又は他プログラム開講科目を学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>各授業科目の教員が、試験、レポート、発表により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】</p> <p>理工学を中心とした広範な学問分野について広く知識を修得する意欲を持つとともに、修士課程修了相当の基礎学力として、理解力、論理的思考力、表現力を身に付けている。</p>
<p>専門的学識</p> <p>【学修成果】</p> <p>数理情報学・データサイエンス分野における世界水準の理工学研究の成果と手法を理解する能力、及び理工学研究を基とした高度の専門性を要する職業に必要な能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】</p> <p>先端的な数理情報学・データサイエンス分野の成果と手法を理解する能力</p>	<p>【学修内容】</p> <p>数理情報学・データサイエンス分野の専門性の高い授業科目を学修するとともに、学術論文の講読や学会等への参加により研鑽を積む。演習等において指導教員と意見交換を行いながら、博士研究を計画・推進し、研究成果を学術論文としてまとめ、発表する。</p> <p>【学修方法】</p> <p>自らの研究テーマに関連した授業科目を学修するとともに、学術論文等の講読や学会等への参加により学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>各分野の教員が、最終試験、発表及び執筆した学術論文により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】</p> <p>数理情報学・データサイエンス分野に深い興味を持ち、それらの専門研究を通して専門的知識と応用力を身に付け社会で活躍する意欲を持っている。</p>
<p>倫理観</p> <p>【学修成果】</p> <p>研究倫理に関する規範意識を身に付けている。</p> <p>【到達指標】</p> <p>研究倫理に関する規範意識を持ち、倫理に従った研究活動を行えるようにする。</p>	<p>【学修内容】</p> <p>研究の遂行に際して法令を遵守することを含め、研究倫理に関する規範意識を身に付ける。</p> <p>【学修方法】</p> <p>各種講習会の受講又はeラーニング教材による学修により行う。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>実施内容に応じて、レポート、教材の修了により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】</p> <p>社会の一員としての責任感や倫理観を持って主体的に研究し、科学技術の健全な発展に貢献しようという意識を持っている。</p>
<p>創造力</p> <p>【学修成果】</p> <p>先行研究を踏まえて独自の研究を計画、推進するとともに、その成果を学術論文などにまとめ、発表する能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】</p> <p>研究計画能力、推進能力及び成果発信力</p>	<p>【学修内容】</p> <p>先行研究を踏まえて独自の研究を計画、推進、及び成果発表する能力を身に付ける。</p> <p>【学修方法】</p> <p>研究の実施、論文執筆、学会・研究会での発表により学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>各分野の教員が、最終試験、発表及び執筆した学術論文により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】</p> <p>地域社会や国際社会に貢献するために、未知の問題や最先端の問題に挑戦しようという旺盛な研究意欲や柔軟な思考力を身に付けている。</p>

理工学研究科理工学専攻博士後期課程 生命・物質・エネルギー科学プログラムの三つのポリシー 【博士(理工学)】

大学院の目的 (大学院学則 第2条)	研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的
本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。	理工学研究科博士後期課程 生命・物質・エネルギー科学プログラムにおいては、理学及び工学分野の積極的融合により新たな学際領域、生命・物質・エネルギー科学の分野における科学・技術の高度化に対応でき、独創的な研究能力を有する研究者や地域産業の中核的担い手となる高度技術者の育成を目的とする。

プログラムの養成する人材像 理学と工学の分野にまたがって、生命、物質、エネルギーの各分野について、物理学的および化学的観点から理解し、イノベーションや問題解決に当たれる高度専門職業人および研究者を養成する。
--

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>【修了認定・学位授与の方針】</p> 理工学研究科博士後期課程 生命・物質・エネルギー科学プログラムでは、本研究科で掲げる教育上の目的に基づき、本プログラムにおける所定の課程を修め、以下に示す学修成果を上げたものに、博士(理工学)の学位を授与する。	<p>【教育課程編成方針】</p> 理工学研究科博士後期課程 生命・物質・エネルギー科学プログラムでは、修了認定・学位授与の方針に掲げる4つの能力を学修するため、体系的な教育課程を編成する。	<p>【入学者受入れの方針】</p> 理工学研究科理工学専攻博士後期課程 生命・物質・エネルギー科学プログラムでは、理学と工学の分野にまたがって、生命、物質、エネルギーの各分野について、物理化学的観点からの理解とイノベーションに強い関心と基礎的能力を有し、将来、専門知識と技術を活かして、技術革新を牽引し、文化の進展に寄与することにより、人類の福祉に貢献できる技術者・研究者となる意欲のある学生を求める。
<p>【到達目標及び到達指標】</p> <p>【学修成果】</p> 理学及び工学の分野における研究及びその普及・解説の基盤となる豊かな学識や、様々な課題の解決に必要な学問分野を問わない俯瞰的、大局的な視野を身に付けている。 原著論文を理解し、また研究成果を発信するための基礎となる英語力を身に付けている。	<p>【教育課程実施方針】</p> 3年間の学修を通じて、学生が主体的・能動的に学ぶことができるような教育課程を実施する。授業科目としては、必修科目の演習・特別研究に加え、自プログラムの講義科目、他プログラムの講義科目を選択することにより行う。その評価は、各能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。	<p>【入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】</p> 複数の受験機会を提供するとともに多様な学生を評価できるようにするため、以下の各種の入試を提供する。
<p>【到達指標】</p> 理工学研究・普及の基盤となる豊かな学識・原著論文を理解するための、読解力・論理的思考力・語学力 研究成果を発信するための表現力・語学力	<p>【学修内容】</p> 理工学の各分野あるいは医学薬学との境界領域において、新たな問題を発見し解決するための基となる知識及び大局的な視野を身に付ける。	<p>【求める資質・能力】</p> 理工学を中心とした広範な学問分野について広く知識を修得する意欲を持つとともに、修士課程修了相当の基礎学力として、理解力、論理的思考力、表現力を身に付けている。
<p>【学修成果】</p> 生命・物質・エネルギー科学分野における世界水準の理工学研究の成果と手法を理解する能力及び理工学研究を基とした高度の専門性を要する職業に必要な能力を身に付けている。	<p>【学修方法】</p> 自プログラム又は他プログラム開講科目を学修する。	<p>【求める資質・能力】</p> 生命・物質・エネルギー科学分野に深い興味を持ち、それらの専門研究を通して専門的知識と応用力を身に付け社会で活躍する意欲を持っている。
<p>【到達指標】</p> 先進的な生命・物質・エネルギー科学分野の成果と手法を理解する能力	<p>【学修内容】</p> 生命・物質・エネルギー科学分野の専門性の高い授業科目を学修するとともに、学術論文の講読や学会等への参加により研鑽を積む。演習等において指導教員と意見交換を行いながら、博士研究を計画・推進し、研究成果を学術論文としてまとめ、発表する。	<p>【学修方法】</p> 自プログラムの講義科目、他プログラムの講義科目を選択することにより行う。その評価は、各能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。
<p>【学修成果】</p> 研究倫理に関する規範意識を身に付けている。	<p>【学修内容】</p> 研究の遂行に際して法令を遵守することを含め、研究倫理に関する規範意識を身に付ける。	<p>【求める資質・能力】</p> 社会の一員としての責任感や倫理観を持って主体的に研究し、科学技術の健全な発展に貢献しようという意識を持っている。
<p>【到達指標】</p> 研究倫理に関する規範意識を持ち、倫理に従った研究活動が行える。	<p>【学修方法】</p> 各種講習会の受講又はeラーニング教材による学修により行う。	<p>【学修内容】</p> 先行研究を踏まえて独自の研究を計画、推進、及び成果発表する能力を身に付ける。
<p>【学修成果】</p> 先行研究を踏まえて独自の研究を計画、推進するとともに、その成果を学術論文などにまとめ発表する能力を身に付けている。	<p>【学修方法】</p> 研究の実施、論文執筆、学会・研究会での発表により学修する。	<p>【求める資質・能力】</p> 地域社会や国際社会に貢献するために、未知の問題や最先端の問題に挑戦しようという旺盛な研究意欲や柔軟な思考力を身に付けている。
<p>【到達指標】</p> 研究計画能力、推進能力、及び成果発信力	<p>【学修内容】</p> 研究の実施、論文執筆、学会・研究会での発表により学修する。	<p>【学修方法】</p> 研究の実施、論文執筆、学会・研究会での発表により学修する。
	<p>【学修成果の評価方法】</p> 各分野の教員が、最終試験、発表及び執筆した学術論文により評価する。	<p>【学修成果の評価方法】</p> 各分野の教員が、最終試験、発表及び執筆した学術論文により評価する。

理工学研究科理工学専攻博士後期課程 サステイナブル地球環境学プログラムの三つのポリシー 【博士(理学)】

<p style="text-align: center;">大学院の目的 (大学院学則 第2条)</p> <p>本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的</p> <p>理工学研究科博士後期課程 サステイナブル地球環境学プログラムにおいては、理学及び工学分野の積極的融合により新たな学際領域、サステイナブル地球環境学分野における科学・技術の高度化に対応でき、独創的な研究能力を有する研究者や地域産業の中核的担い手となる高度技術者の育成を目的とする。</p>
---	--

<p>プログラムの養成する人材像</p> <p>地球科学、生物科学、環境科学の主たる学問分野を広く修得し、持続可能社会に貢献する高度専門職業人および研究者を養成する。</p>

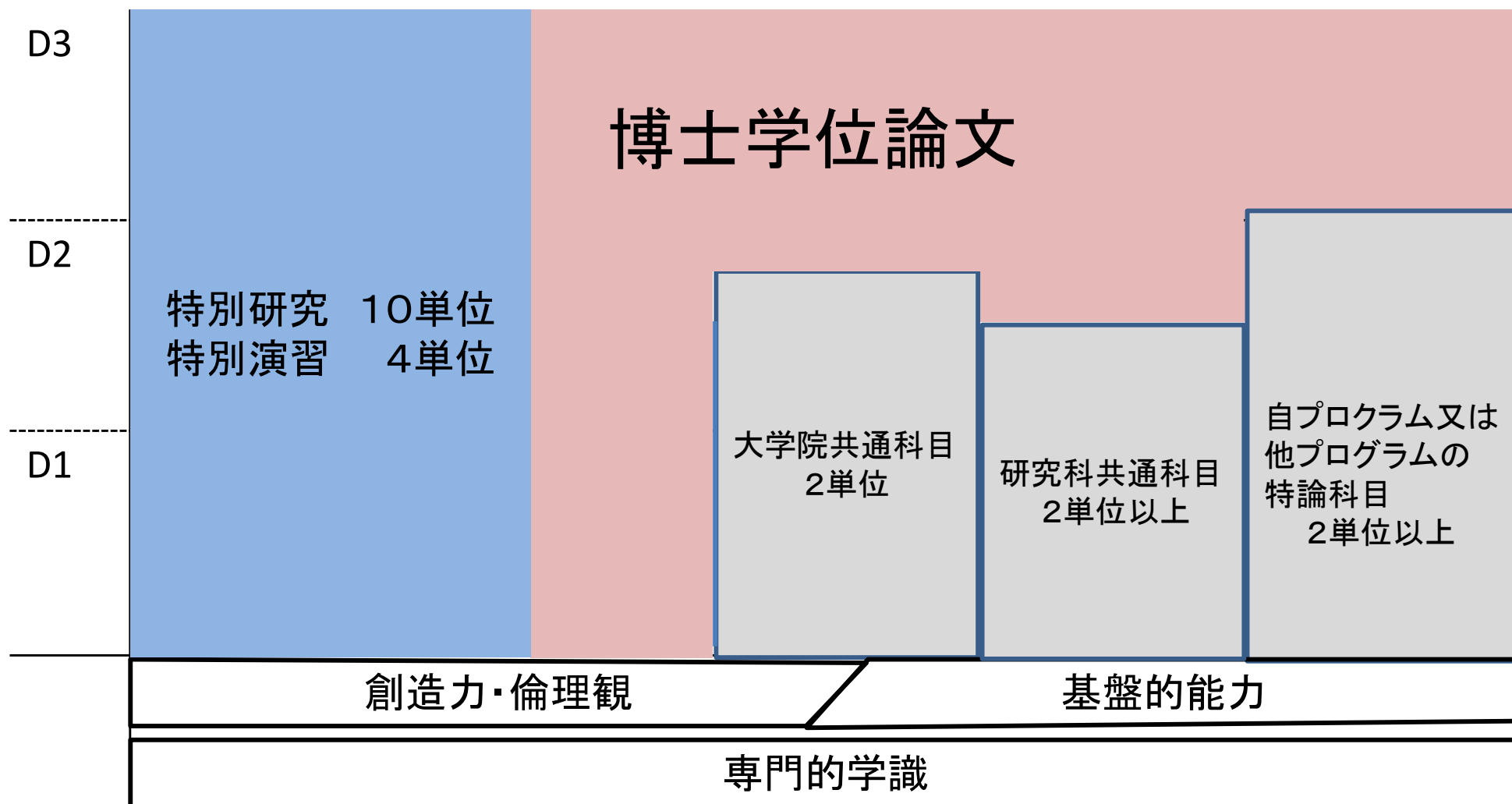
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>【修了認定・学位授与の方針】 理工学研究科博士後期課程 サステイナブル地球環境学プログラムでは、本研究科で掲げる教育上の目的に基づき、本プログラムにおける所定の課程を修め、以下に示す学修成果を上げたものに、博士(理学)の学位を授与する。</p>	<p>【教育課程編成方針】 理工学研究科博士後期課程 サステイナブル地球環境学プログラムでは、修了認定・学位授与の方針に掲げる4つの能力を学修するため、体系的な教育課程を編成する。</p> <p>【教育課程実施方針】 3年間の学修を通して、学生が主体的・能動的に学ぶことができるような教育課程を実施する。授業科目としては、必修科目の演習・特別研究に加え、自プログラムの講義科目、他プログラムの講義科目を選択することにより行う。その評価は、各能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。</p>	<p>【入学者受入れの方針】 理工学研究科理工学専攻博士課程 サステイナブル地球環境学プログラムでは、地球科学、生物科学、環境科学の分野に強い関心と基礎的能力を有し、将来、専門知識と技術を活かして、技術革新を牽引し、文化の進展に寄与することにより、持続可能社会に貢献し、人類の福祉に貢献できる技術者・研究者となる意欲のある学生を求める。</p> <p>【入学者選択の基本方針(入試種別とその評価方法)】 複数の受験機会を提供するとともに多様な学生を評価できるようにするため、以下の各種の入試を提供する。</p> <p><一般入試> 口述試験、面接及び書類審査により、英語の語学力、志望する教育分野に関連する科目、修士論文及び入学後の研究計画について評価する。</p> <p><社会人特別入試> 口述試験、面接及び出願書類により、志望する分野に関連する科目、学術論文、業績報告書、特許等の研究業績及び入学後の研究計画について評価する。</p> <p><外国人留学生特別入試> 口述試験、面接及び出願書類により、博士後期課程の教育を受けるために必要となる語学力、志望する教育研究分野に関連する科目、修士論文及び入学後の研究計画について評価する。</p>
【到達目標及び到達指標】	【学修内容、学修方法及び学修成果の評価方法】	【求める資質・能力】
<p>基盤的能力</p> <p>【学修成果】 理学及び工学の分野における研究及びその普及・解読の基盤となる豊かな学識や、様々な課題の解決に必要な学問分野を問わない俯瞰的、大局的な視野を身に付けている。 原著論文を理解し、また研究成果を発信するための基礎となる英語力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 理工学研究・普及の基盤となる豊かな学識・原著論文を理解するための、読解力・論理的思考力・語学力 研究成果を発信するための表現力・語学力</p>	<p>【学修内容】 理工学の各分野あるいは医学薬学との境界領域において、新たな問題を発見し解決するための基となる知識及び大局的な視野を身に付ける。</p> <p>【学修方法】 自プログラム又は他プログラム開講科目を学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】 各授業科目の教員が、試験、レポート、発表により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 理工学を中心とした広範な学問分野について広く知識を修得する意欲を持つとともに、修士課程修了相当の基礎学力として、理解力、論理的思考力、表現力を身に付けている。</p>
<p>専門的学識</p> <p>【学修成果】 サステイナブル地球環境学分野における世界水準の理工学研究の成果と手法を理解する能力及び理工学研究を基とした高度の専門性を要する職業に必要な能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 先端的なサステイナブル地球環境学分野の成果と手法を理解する能力</p>	<p>【学修内容】 サステイナブル地球環境学分野の専門性の高い授業科目を学修するとともに、学術論文の講読や学会等への参加により研鑽を積む。演習等において指導教員と意見交換を行いながら、博士研究を計画・推進し、研究成果を学術論文としてまとめ、発表する。</p> <p>【学修方法】 自らの研究テーマに関連した授業科目を学修するとともに、学術論文等の講読や学会等への参加により学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】 各分野の教員が、最終試験、発表及び執筆した学術論文により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 サステイナブル地球環境学分野に深い興味を持ち、それらの専門研究を通して専門的知識と応用力を身に付け社会で活躍する意欲を持っている。</p>
<p>倫理観</p> <p>【学修成果】 研究倫理に関する規範意識を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 研究倫理に関する規範意識を持ち、倫理に従った研究活動が行える。</p>	<p>【学修内容】 研究の遂行に際して法令を遵守することを含め、研究倫理に関する規範意識を身に付ける。</p> <p>【学修方法】 各種講習会の受講又はeラーニング教材による学修により行う。</p> <p>【学修成果の評価方法】 実施内容に応じて、レポート、教材の修了により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 社会の一員としての責任感や倫理観を持って主体的に研究し、科学技術の健全な発展に貢献しようという意識を持っている。</p>
<p>創造力</p> <p>【学修成果】 先行研究を踏まえて独自の研究を計画、推進するとともに、その成果を学術論文などにまとめ発表する能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 研究計画能力、推進能力及び成果発信力</p>	<p>【学修内容】 先行研究を踏まえて独自の研究を計画、推進、及び成果発表する能力を身に付ける。</p> <p>【学修方法】 研究の実施、論文執筆、学会・研究会での発表により学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】 各分野の教員が、最終試験、発表及び執筆した学術論文により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 地域社会や国際社会に貢献するために、未知の問題や最先端の問題に挑戦しようという旺盛な研究意欲や柔軟な思考力を身に付けている。</p>

理工学研究科理工学専攻博士後期課程 先進工学プログラムの三つのポリシー 【博士(工学)】

<p style="text-align: center;">大学院の目的 (大学院学則 第2条)</p> <p>本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的</p> <p>理工学研究科博士後期課程 先進工学プログラムにおいては、理学及び工学分野の積極的融合により新たな学際領域、先進工学の分野における科学・技術の高度化に対応でき、独創的な研究能力を有する研究者や地域産業の中核的担い手となる高度技術者の育成を目的とする。</p>
---	---

<p>プログラムの養成する人材像</p> <p>機械工学、エレクトロニクス、ロボティクス、材料科学、社会基盤工学の工学分野の専門能力を身に付け、データを活用して、イノベーションや問題解決に当たられる高度専門職業人および研究者を養成する。</p>
--

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>【修了認定・学位授与の方針】</p> <p>理工学研究科博士後期課程 先進工学プログラムでは、本研究科で掲げる教育上の目的に基づき、本プログラムにおける所定の課程を修め、以下に示す学修成果を上げたものに、博士(工学)の学位を授与する。</p>	<p>【教育課程編成方針】</p> <p>理工学研究科博士後期課程 先進工学プログラムでは、修了認定・学位授与の方針に掲げる4つの能力を学修するため、体系的な教育課程を編成する。</p> <p>【教育課程実施方針】</p> <p>3年間の学修を通じて、学生が主体的・能動的に学ぶことができるような教育課程を実施する。授業科目としては、必修科目の演習・特別研究に加え、自プログラムの講義科目、他プログラムの講義科目を選択することにより行う。その評価は、各能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。</p>	<p>【入学者受入れの方針】</p> <p>理工学研究科理工学専攻博士課程 先進工学プログラムでは、機械工学、エレクトロニクス、ロボティクス、材料科学、社会基盤工学の工学分野に強い関心と基礎的能力を有し、将来、専門知識と技術を活かして、技術革新を牽引し、文化の進展に寄与することにより、人類の福祉に貢献できる技術者・研究者となる意欲のある学生を求める。</p> <p>【入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】</p> <p>複数の受験機会を提供するとともに多様な学生を評価できるようにするため、以下の各種の入試を提供する。</p> <p><一般入試></p> <p>口述試験、面接及び書類審査により、英語の語学力、志望する教育分野に関連する科目、修士論文及び入学後の研究計画について評価する。</p> <p><社会人特別入試></p> <p>口述試験、面接及び出願書類により、志望する教育分野に関連する科目、学術論文、業績報告書、特許等の研究業績及び入学後の研究計画について評価する。</p> <p><外国人留学生特別入試></p> <p>口述試験、面接及び出願書類により、博士後期課程の教育を受けるために必要となる語学力、志望する教育研究分野に関連する科目、修士論文及び入学後の研究計画について評価する。</p>
【到達目標及び到達指標】	【学修内容、学修方法及び学修成果の評価方法】	【求める資質・能力】
<p>基盤的能力</p> <p>【学修成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理学及び工学の分野における研究及びその普及・解説の基盤となる豊かな学識や、様々な課題の解決に必要な学問分野を問わない俯瞰的、大局的な視野を身に付けている。 原著論文を理解し、また研究成果を発信するための基礎となる英語力を身に付けている。 <p>【到達指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理工学研究・普及の基盤となる豊かな学識・原著論文を理解するための、読解力・論理的思考力・語学力 研究成果を発信するための表現力・語学力 	<p>【学修内容】</p> <p>理工学の各分野あるいは医学薬学との境界領域において、新たな問題を発見し解決するための基となる知識及び大局的な視野を身に付ける。</p> <p>【学修方法】</p> <p>自プログラム又は他プログラム開講科目を学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>各授業科目の教員が、試験、レポート、発表により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】</p> <p>理工学を中心とした広範な学問分野について広く知識を修得する意欲を持つとともに、修士課程修了相当の基礎学力として、理解力、論理的思考力、表現力を身に付けている。</p>
<p>専門的学識</p> <p>【学修成果】</p> <p>先進工学分野における世界水準の理工学研究の成果や手法を理解する能力、及び理工学研究を基とした高度の専門性を要する職業に必要な能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先端的な先進工学分野の成果と手法を理解する能力 	<p>【学修内容】</p> <p>先進工学分野の専門性の高い授業科目を学修するとともに、学術論文の講読や学会等への参加により研鑽を積む。演習等において指導教員と意見交換を行いながら、博士研究を計画・推進し、研究成果を学術論文としてまとめ、発表する。</p> <p>【学修方法】</p> <p>自らの研究テーマに関連した授業科目を学修するとともに、学術論文等の講読や学会等への参加により学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>各分野の教員が、最終試験、発表及び執筆した学術論文により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】</p> <p>先進工学分野に深い興味を持ち、それらの専門研究を通して専門的知識と応用力を身に付け社会で活躍する意欲を持っている。</p>
<p>倫理観</p> <p>【学修成果】</p> <p>研究倫理に関する規範意識を身に付けている。</p> <p>【到達指標】</p> <p>研究倫理に関する規範意識を持ち、倫理に従った研究活動が行える。</p>	<p>【学修内容】</p> <p>研究の遂行に際して法令を遵守することを含め、研究倫理に関する規範意識を身に付ける。</p> <p>【学修方法】</p> <p>各種講習会の受講又はeラーニング教材による学修により行う。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>実施内容に応じて、レポート、教材の修了により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】</p> <p>社会の一員としての責任感や倫理観を持って主体的に研究し、科学技術の健全な発展に貢献しようという意識を持っている。</p>
<p>創造力</p> <p>【学修成果】</p> <p>先行研究を踏まえて独自の研究を計画、推進するとともに、その成果を学術論文などにまとめ発表する能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】</p> <p>研究計画能力、推進能力及び成果発信力</p>	<p>【学修内容】</p> <p>先行研究を踏まえて独自の研究を計画、推進、及び成果発表する能力を身に付ける。</p> <p>【学修方法】</p> <p>研究の実施、論文執筆、学会・研究会での発表により学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>各分野の教員が、最終試験、発表及び執筆した学術論文により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】</p> <p>地域社会や国際社会に貢献するために、未知の問題や最先端の問題に挑戦しようという旺盛な研究意欲や柔軟な思考力を身に付けている。</p>



修了に向けたスケジュール表（4月入学）

年次	月	教育研究内容
1年次	4月	指導教員決定 研究テーマ設定 研究（特別研究、特別演習）開始
	4月～7月	研究科共通科目（異分野研究体験、長期インターンシップ、ブレFD）履修
	4月～1月	プログラム専門科目（特論）履修
	10月～11月	研究中間報告会（学際融合発表演習Ⅰ）に参加
2年次	4月～3月	研究（特別研究、特別演習）継続
	4月～7月	研究科共通科目（異分野研究体験、長期インターンシップ、ブレFD）履修
	4月～1月	プログラム専門科目（特論）、研究科共通科目履修
	6月～12月	学会発表
	10月～11月	研究中間報告会（学際融合発表演習Ⅱ）で発表
	1月～3月	論文執筆、投稿
3年次	4月～3月	研究（特別研究、特別演習）継続
	4月～10月	学会発表 論文執筆、投稿
	11月～1月	博士論文執筆
	2月	博士論文審査
	3月	修了

修了に向けたスケジュール表（10月入学）

年次	月	教育研究内容
1年次	10月	指導教員決定 研究テーマ設定 研究（特別研究、特別演習）開始
	10月～11月	研究中間報告会（学際融合発表演習Ⅰ）に参加
	10月～7月	プログラム専門科目（特論）履修
	4月～7月	研究科共通科目（異分野研究体験、長期インターンシップ、ブレFD）履修
2年次	10月～9月	研究（特別研究、特別演習）継続
	10月～11月	研究中間報告会（学際融合発表演習Ⅱ）で発表
	10月～7月	プログラム専門科目（特論）、研究科共通科目履修
	12月～6月	学会発表
	1月～3月	論文執筆、投稿
	4月～7月	研究科共通科目（異分野研究体験、長期インターンシップ、ブレFD）履修
3年次	10月～9月	研究（特別研究、特別演習）継続
	10月～3月	学会発表 論文執筆、投稿
	4月～7月	博士論文執筆
	8月	博士論文審査
	9月	修了

修了に向けたスケジュール表（社会人早期修了入試入学者）

年次	4月入学	10月入学	教育研究内容
1年次	4月	10月	指導教員決定 プログラム専門科目（特論）、研究（特別研究、特別演習）履修開始
	4月～7月		研究科共通科目（異分野研究体験、ブレFD）履修
	10月～11月		研究中間報告会（学際融合発表演習Ⅰ・Ⅱ） 参加・発表
	11月～1月	4月～7月	博士論文執筆
	2月	8月	博士論文審査
	3月	9月	修了

理工学研究科 理工学専攻 博士後期課程 数理情報学・データサイエンスプログラム 履修モデル①

養成する具体的な人材像 : プログラミングやコンピュータ、AI についての能力を活かし、情報通信業で活躍する高度専門職業人

研究テーマ : プログラミングや AI を活用した信号処理・画像処理技術における新手法の開発

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目				
						特論科目		特別演習・特別研究		
1 年 次	1T					信号処理特論	2			
	2T									
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1							
	4T									
2 年 次	1T			異分野研究体験	1			数理情報学・データサイエンス プログラム特別演習	4	
	2T			長期インターンシップ	1					
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1				数理情報学・データサイエンス プログラム特別研究			10
	4T									
3 年 次	1T									
	2T									
	3T									
	4T									
修得単位数		2		2		2		14		
						16				

修得単位数合計 20 単位

理工学研究科 理工学専攻 博士後期課程 数理情報学・データサイエンスプログラム 履修モデル②

養成する具体的な人材像 : 数学、及び数理情報学に関する専門知識を有し、大学・研究機関において数学、及び数値シミュレーションに関する最先端の研究を行う研究者

研究テーマ : 数値シミュレーションの高速化と精度向上に関する新手法の開発

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目					
						特論科目		特別演習・特別研究			
1 年次	1T					数理現象解析特論	2	数理情報学・データサイエンス プログラム特別演習 数理情報学・データサイエンス プログラム特別研究	4 10		
	2T										
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1								
	4T										
2 年次	1T			異分野研究体験	1						
	2T			プレFD	1						
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1								
	4T										
3 年次	1T										
	2T										
	3T										
	4T										
修得単位数		2		2		2		14			
						16					

修得単位数合計 20 単位

理工学研究科 理工学専攻 博士後期課程 数理情報学・データサイエンスプログラム 履修モデル③（早期修了モデル）

養成する具体的な人材像 : 機械学習や深層学習を用いた膨大なデータから、高度な認識や判断を行う技術を習得した高度 AI 人材

研究テーマ : Deep Learning を用いた新しい会話型自然言語処理技術の開発

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目			
						特論科目		特別演習・特別研究	
1 年 次	1T			プレ FD	1	計算知能特論	2	数理情報学・データサイエンス プログラム特別演習	4
	2T			異分野研究体験	1				
	3T	学際融合発表演習Ⅰ,Ⅱ	2					数理情報学・データサイエンス プログラム特別研究	10
	4T								
修得単位数		2		2		2		14	
						16			

修得単位数合計 20 単位

理工学研究科 理工学専攻 博士後期課程 生命・物質・エネルギー科学プログラム 履修モデル①

養成する具体的な人材像 : 理学と工学の分野にまたがって、化学工業分野で物質・エネルギー変換についての問題解決に当たれる高度専門職業人

研究テーマ : カーボンニュートラルの実現のための物質変換にむけた新技術の開発

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目			
						特論科目		特別演習・特別研究	
1 年 次	1T					水素エネルギー材料学特論	2	生命・物質・エネルギー科学 プログラム特別演習	4
	2T								
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1						
	4T								
2 年 次	1T			異分野研究体験	1				
	2T			長期インターンシップ	1				
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1						
	4T								
3 年 次	1T								
	2T								
	3T								
	4T								
修得単位数		2		2		2		14	
						16			

修得単位数合計 20 単位

理工学研究科 理工学専攻 博士後期課程 生命・物質・エネルギー科学プログラム 履修モデル②

養成する具体的な人材像 : 大学・研究機関において、理学と工学の分野にまたがって、物質・エネルギー変換についての新規な手法の原理や理論を研究する研究者

研究テーマ : カarbonニュートラルの実現のための新奇物質変換法の反応原理に関する研究

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目			
						特論科目		特別演習・特別研究	
1 年次	1T					錯体光化学特論	2	生命・物質・エネルギー科学 プログラム特別演習	4
	2T								
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1						
	4T								
2 年次	1T			異分野研究体験	1			生命・物質・エネルギー科学 プログラム特別研究	10
	2T			プレFD	1				
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1						
	4T								
3 年次	1T								
	2T								
	3T								
	4T								
修得単位数		2		2		2		14	
						16			

修得単位数合計 20 単位

理工学研究科 理工学専攻 博士後期課程 生命・物質・エネルギー科学プログラム 履修モデル③

養成する具体的な人材像 : 大学・研究機関、民間企業において、生命現象を物質レベルから研究し医薬関連分野への応用に繋げることができる研究者、技術者

研究テーマ : 生体機能を化学反応等の分子レベルで解明し理解することによって、医薬関連分野における応用技術を開発する研究

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目			
						特論科目		特別演習・特別研究	
1 年 次	1T							生命・物質・エネルギー科学 プログラム特別演習	4
	2T								
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1			医薬品合成化学特論	2		
	4T								
2 年 次	1T			異分野研究体験	1			生命・物質・エネルギー科学 プログラム特別研究	10
	2T			プレFD	1				
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1						
	4T								
3 年 次	1T								
	2T								
	3T								
	4T								
修得単位数		2		2		2		14	
						16			

修得単位数合計 20 単位

理工学研究科 理工学専攻 博士後期課程 サステイナブル地球環境学プログラム 履修モデル①

養成する具体的な人材像 : 生物学に基づき、農業分野で持続可能社会に貢献する高度専門職業人

研究テーマ : SDG s の達成に寄与する、環境に悪影響を及ぼさない害虫防除法の開発

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目			
						特論科目		特別演習・特別研究	
1 年 次	1T							サステイナブル地球環境学プログラム特別演習	4
	2T								
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1						
	4T								
2 年 次	1T			異分野研究体験	1			サステイナブル地球環境学プログラム特別研究	10
	2T			長期インターンシップ	1				
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1			共生生物学特論	2		
	4T								
3 年 次	1T								
	2T								
	3T								
	4T								
修得単位数		2		2		2		14	
						16			

修得単位数合計 20 単位

理工学研究科 理工学専攻 博士後期課程 サステイナブル地球環境学プログラム 履修モデル②

養成する具体的な人材像 : 大学・研究機関において、環境科学に基づき、持続可能社会に貢献する水環境の保全に関する研究を行う研究者

研究テーマ : SDG s の達成に寄与する、海洋などの水環境に含まれる物質の環境計測研究

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目			
						特論科目		特別演習・特別研究	
1 年 次	1T					環境水計測化学特論	2	サステイナブル地球環境学プログラム特別演習	4
	2T								
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1						
	4T								
2 年 次	1T			異分野研究体験	1			サステイナブル地球環境学プログラム特別研究	10
	2T			プレFD	1				
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1						
	4T								
3 年 次	1T								
	2T								
	3T								
	4T								
修得単位数		2		2		2		14	
						16			

修得単位数合計 20 単位

理工学研究科 理工学専攻 博士後期課程 先進工学プログラム 履修モデル①

養成する具体的な人材像 : 先進的な工学の各分野の専門能力を身に付け、情報工学やデータサイエンスを活用して得られた結果や知見を、ロボティクス分野で社会実装しイノベーションや課題解決に当たれる高度専門職業人

研究テーマ : 機械工学分野において、情報工学やデータサイエンスを応用し、サイバー空間で得られた結果を未来実社会（フィジカル空間）に実装できる新世代のロボットやドローン等の新技術の開発

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目					
						特論科目		特別演習・特別研究			
1 年 次	1T							生体計測工学特論	2	先進工学プログラム特別演習 先進工学プログラム特別研究	4 10
	2T										
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1								
	4T										
2 年 次	1T			異分野研究体験	1						
	2T			長期インターンシップ	1						
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1								
	4T										
3 年 次	1T										
	2T										
	3T										
	4T										
修得単位数		2		2		2		14			
								16			

修得単位数合計 20 単位

理工学研究科 理工学専攻 博士後期課程 先進工学プログラム 履修モデル②

養成する具体的な人材像 : 先進的な工学の各分野の専門能力を身につけ、情報工学やデータサイエンスを応用し、Society 5.0 で謳われているコンピューターサイエンス駆動型の未来社会において、エレクトロニクスや電力システム分野の新技术の開発に当たれる研究者

研究テーマ : 電気・電子工学分野において、情報工学やデータサイエンスを応用し、コンピューターサイエンス駆動型の未来社会に貢献できる電子デバイスや電力システム等の新技术の開発

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目					
						特論科目		特別演習・特別研究			
1 年次	1T							有機デバイス特論	2	先進工学プログラム特別演習	4
	2T										
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1								
	4T										
2 年次	1T			異分野研究体験	1					先進工学プログラム特別研究	10
	2T			プレFD	1						
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1								
	4T										
3 年次	1T										
	2T										
	3T										
	4T										
修得単位数		2		2		2		14			
								16			

修得単位数合計 20 単位

富山大学医の倫理に関する規則

平成18年1月19日制定 平成18年4月1日改正
 平成19年4月1日改正 平成20年4月1日改正
 平成21年4月1日改正 平成22年4月1日改正
 平成24年10月1日改正 平成26年6月24日改正
 平成27年4月1日改正 平成28年12月1日改正
 平成30年3月27日改正 令和元年9月24日改正
 令和3年6月30日改正 令和3年12月7日改正
 令和5年3月29日改正

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 倫理委員会（第2条～第4条）
- 第3章 倫理審査委員会（第5条～第7条）
- 第4章 委員会の議事等（第8条，第9条）
- 第5章 申請手続・異議申立手続・変更手続（第10条～第12条）
- 第6章 専門委員会（第13条）
- 第7章 雑則（第14条～第17条）附則

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 富山大学（以下「本学」という。）において行う人間を直接対象とした医学の研究及び医療行為（以下「研究等」という。）について、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、本学に、富山大学倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）及び富山大学臨床・疫学研究等に関する倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

第2章 倫理委員会

（所掌事項）

第2条 倫理委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 医の倫理の在り方について必要な事項の調査及び検討
 - (2) 本学で行う特定の医療行為に係る倫理基準等の制定・認定
 - (3) 医の倫理に係る広報・啓発・教育活動
 - (4) 患者の治療に直接関係のある医療行為（臨床研究及び病院臨床倫理委員会所掌事項を除く。）のうち、倫理的検討を必要とする実施計画に係る審査
 - (5) その他、本学の医の倫理に関し、学長から諮問された事項の調査及び検討
- （組織）

第3条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 医学部教授会から選出された教授 4人
（基礎系1人，臨床系2人，看護系1人とする。）
- (3) 薬学部教授会から選出された教授 1人
- (4) 和漢医薬学総合研究所教授会から選出された教授 1人
- (5) 医学分野以外の学外の学識経験者 2人以上
- (6) 医学分野以外の学内の教授又は准教授（倫理委員会が必要と認めた場合）若干人
- (7) その他倫理委員会が必要と認めた者

2 前項第2号から第7号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 倫理委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第3章 倫理審査委員会

(所掌事項)

第5条 審査委員会は、第1条に規定する研究等に係る実施計画（第2条第4号に該当するものを除く。）及びその成果の出版・公表予定内容を倫理的・社会的観点から審査する。

(組織)

第6条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部教授会から選出された教授 4人
(基礎系1人、臨床系2人、看護系1人とする。)
 - (2) 薬学部教授会から選出された教授 1人
 - (3) 和漢医薬学総合研究所教授会から選出された教授 1人
 - (4) 医学分野以外の学外の学識経験者 2人以上
 - (5) 医学分野以外の学内の教授又は准教授（審査委員会が必要と認めた場合） 若干人
 - (6) その他審査委員会が必要と認めた者
- 2 前項第1号から第6号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が審査の対象となる臨床研究に携わる場合又は委員長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第4章 委員会の議事等

(議事等)

第8条 倫理委員会及び審査委員会（以下「各委員会」という。）は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第3条第1項第5号または第6条第1項第4号に掲げる委員が1人以上出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項（次条第1項の審査の判定を除く。）については、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(課題審査)

第9条 申請課題に係る審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
 - (2) 修正した上で承認
 - (3) 条件付承認
 - (4) 不承認
 - (5) 保留(継続審査)
 - (6) 停止(研究の継続には更なる説明が必要)
 - (7) 停止(研究の継続は適当でない)
- 2 委員は、自己の申請課題に係る審査に加わることができない。
 - 3 各委員会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。
 - 4 審査経過及び判定は記録として保存し、原則として公表しない。ただし、各委員会が特に必要と認めた場合には、申請者及び個人の同意を得て審議経過及び結論の内容を公表することができる。

第5章 申請手続・異議申立手続・変更手続

(申請手続及び判定の通知)

第10条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、審議終了後速やかに、審査結果通知書により学長に報告しなければならない。
- 3 前項の通知に当たり、審査の判定結果が前条第1項第2号から第7号までの一に該当する場合には、理由等を記入しなければならない。

(異議申立手続及び判定の通知)

第11条 申請者は前条第2項の審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書に必要事項を記入して、委員長に再度の審議を1回に限り申請することができる。

2 委員長は、審議終了後速やかに、異議申立に対する指針書により申請者に通知しなければならない。

(研究等実施計画の変更)

第12条 申請者が研究等実施計画を変更しようとするときは、遅滞なく委員長にその旨を報告するものとする。

2 委員長は、前項の変更に係る研究等実施計画について改めて審査の手続をとるものとする。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第13条 各委員会に、専門の事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、委員長が委嘱する。

3 委員長が、必要と認めたときは、専門委員会委員を委員会に出席させ、調査検討事項の報告を受け、又は討議に加えることができる。

4 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 雑則

(医薬品等の臨床研究及び組換えDNA実験等の取扱い)

第14条 本学附属病院において実施される医薬品等の臨床研究のうち、治験薬の取扱いについては、富山大学附属病院医薬品受託研究実施要領に定めるところによる。

2 本学において実施される生命科学領域における基礎研究等のうち、遺伝子組換え生物等の使用等の取扱いについては国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則の定めるところによる。

(委員以外の出席)

第15条 各委員会及び専門委員会の委員長が、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第16条 委員会の事務は、杉谷地区事務部経営管理課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に当たって必要な事項は各委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年1月19日から施行する。

2 この規則施行の際、現に改正前の富山医科薬科大学医の倫理に関する規程第3条の規定により富山医科薬科大学倫理委員会委員である者は、この規則の第3条第1項の規定により選出された委員とみなす。ただし、その任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年10月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の第3条第1項第2号から第8号により選出された第6条に規定する委員は、改正後の第6条第1項の規定により選出された委員とみなし、任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成25年10月31日までとする。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、医学薬学研究部教授会医学系部会及び薬学系部会から選出された倫理委員会委員及び審査委員会委員については、医学部教授会及び薬学部教授会から選出されたものとみなす。ただし、任期については、第3条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、令和元年10月30日までとする。

3 令和元年11月1日に選出される倫理委員会委員及び審査委員会委員の任期は、第3条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

富山大学人を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則

平成27年12月17日制定

平成29年12月11日改正

平成30年3月27日改正

令和元年9月24日改正

令和5年2月22日改正

令和5年3月29日改正

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 委員会（第2条～第4条）

第3章 委員会の議事等（第5条～第7条）

第4章 申請手続・異議申立手続・変更手続（第8条～第10条）

第5章 雑則（第11条～第13条）

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 富山大学（以下「本学」という。）において行う人を対象とする研究（医療を目的とした研究を除く。以下「研究」という。）についてヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、本学に、富山大学人を対象とし医療を目的としない研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2章 委員会

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

（1）倫理的・社会的観点からの研究の実施計画及びその成果の出版・公表予定内容の審査

（2）その他前号の審査に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（1）学部の教授又は准教授 各1人

（2）学外の学識経験者 若干人

（3）その他委員会が必要と認めた者

2 前項第1号から第3号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行

第3章 委員会の議事等

(議事等)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議決を要する事項（次条第1項の審査の判定を除く。）については、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(課題審査)

第6条 申請課題に係る審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 非該当
- (2) 承認
- (3) 条件付承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 不承認

2 委員は、自己の申請課題に係る審査に加わることができない。

3 委員会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。

4 審査経過及び判定は記録として保存し、原則として公表しない。ただし、委員会が特に必要と認めた場合には、申請者及び当該研究の実施に携わる者の同意を得て審議経過及び結論の内容を公表することができる。

(迅速審査)

第7条 委員会は、次の各号に掲げるいずれかに該当する審査について、委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告しなければならない。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- (5) その他委員長が認めた審査

2 前項の審査については、別に定める。

第4章 申請手続・異議申立手続・変更手続

(申請手続及び判定の通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書に必要な事項を記入し、学長（附属病院における研究に関しては附属病院長。以下「学長等」という。）に提出しな

なければならない。

- 2 学長等は、前項の審議を委員長に付託する。
- 3 委員長は、審議終了後速やかに、審査結果通知書により学長等に報告し、学長等は、申請者に結果を通知しなければならない。
- 4 前項の通知に当たり、審査の判定結果が第6条第1項第3号から第5号までの一に該当する場合は、その理由を付さなければならない。

(異議申立手続及び判定の通知)

第9条 申請者は、前条第3項の審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書に必要事項を記入し、学長等に再度の審議を1回に限り申請することができる。

- 2 学長等は、前項の審議を委員長に付託する。
- 3 委員長は、審議終了後速やかに学長等に報告し、学長等は、申請者に結果を通知しなければならない。

(研究の実施計画の変更)

第10条 申請者が研究の実施計画を変更しようとするときは、遅滞なく学長等に報告するものとする。

- 2 学長等は、前項の変更に係る研究の実施計画について改めて審査の手続をとるものとする。

第5章 雑則

(委員以外の出席)

第11条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第12条 委員会の事務は、研究推進部研究振興課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に当たって必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年12月11日から施行する。
- 2 この規則の施行日において委員である者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年2月22日から施行する。

附 則

この規則は, 令和5年4月1日から施行する。

国立大学法人富山大学動物実験取扱規則

平成19年10月1日制定
 平成19年11月15日改正
 平成20年4月1日改正
 平成21年4月1日改正
 平成24年10月1日改正
 平成26年6月24日改正
 平成27年4月1日改正
 平成30年3月27日改正
 令和元年9月24日改正
 令和4年8月24日改正
 令和5年3月29日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 適用範囲（第4条）
- 第3章 組織（第5条～第13条）
- 第4章 動物実験等の実施（第14条～第17条）
- 第5章 施設等（第18条～第23条）
- 第6章 実験動物の飼養及び保管（第24条～第32条）
- 第7章 安全管理（第33条・第34条）
- 第8章 教育訓練（第35条）
- 第9章 自己点検・評価及び検証（第36条）
- 第10章 情報公開（第37条）
- 第11章 補足（第38条～第41条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下「法」という。）及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）（以下「飼養保管基準」という。）に基づき、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月文部科学省策定）（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 本学における動物実験等については、法、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

（基本原則）

第2条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則

である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement, Reduction, Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

（定義）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 動物実験等 第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- （2） 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- （3） 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- （4） 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- （5） 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- （6） 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- （7） 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- （8） 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- （9） 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（部局長、センター長、分野長など）をいう。
- （10） 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者（専任教員など）をいう。
- （11） 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- （12） 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- （13） 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

（適用範囲）

第4条 この規則は、本学において実施される全ての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先において基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第3章 組織

(組織)

第5条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 学長が指名した理事は、本学における動物実験等の取扱いに関し学長を補佐し、必要に応じて学長の職務を代行する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規則に適合していること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項

(構成)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 理学部及び工学部から選出された教員 各1人
- (2) 医学部及び薬学部から選出された教員 各1人
- (3) 和漢医薬学総合研究所から選出された教員 1人
- (4) 附属病院から選出された教員 1人
- (5) 教育学部から選出された人文・社会科学系の教員 1人
- (6) 研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット動物実験施設長
- (7) 研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニットの業務に従事する教員の中から学長が指名した者 1人
- (8) 動物実験を行わない教員の中から学長が指名した者 1人
- (9) 動物に関し専門的な知識を有する学外者で学長が委嘱した者 1人

(委員長等)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第9条 第7条の委員（同条第6号の委員を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議には加わらないものとする。

(秘密の保持)

第11条 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を関係者以外に漏洩してはならない。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第13条 委員会に関する事務は、研究推進部研究振興課が行う。

第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案及び審査の手続き)

第14条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、委員会が別に定める動物実験計画書を所属する部局等の長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者の所属する部局等の長を経て、当該動物実験責任者に通知する。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験計画の変更又は追加の申請)

第15条 動物実験責任者は、承認を受けた動物実験計画に変更又は追加の必要が生じたときは、委員会が別に定める動物実験計画（変更・追加）承認申請書を部局等の長を経て学長に提出し、学長の承認を得た後でなければ、変更又は追加の実験を行うことができない。

(実験計画の終了又は中止の報告)

第16条 動物実験責任者は、実験を終了又は中止したときは、委員会が別に定める動物実験（終了・中止）報告書及び動物実験結果報告書を部局等の長を経て学長に提出しなければならない。

(実験操作)

第17条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項
 - イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ロ 実験の終了の時期（人道上エンドポイントを含む。）の配慮

- ハ 適切な術後管理
 - ニ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的，化学的に危険な材料，病原体及び遺伝子組換え動物等を用いる実験）については，関係法令等及び本学における関連する規則等に従うこと。
 - (4) 前号に定める実験を行う場合は，安全のための適切な施設や設備を確保すること。
 - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては，経験等を有する者の指導下で行うこと。

第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第18条 管理者は，飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は，委員会が別に定める飼養保管施設設置承認申請書を部局等の長を経て学長に提出し，学長の承認を得なければならない。

2 学長は，申請された飼養保管施設を委員会に調査させ，その助言により，承認または非承認を決定する。

3 飼養保管施設の管理者は，学長の承認を得た飼養保管施設でなければ，当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第19条 飼養保管施設は，以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度，湿度，換気，明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃，消毒等が容易な構造で，器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気，騒音，廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 動物実験管理者がおかれていること。

(実験室の設置)

第20条 管理者は，飼養保管施設以外において，実験室を設置（変更を含む。）する場合，委員会が別に定める実験室設置承認申請書を部局等の長を経て学長に提出し，学長の承認を得なければならない。

2 学長は，申請された実験室を委員会に調査させ，その助言により，承認又は非承認を決定する。

3 実験室の管理者は，学長の承認を得た実験室でなければ，当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む。）を行うことができない。

(実験室の要件)

第21条 実験室は，以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し，実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第22条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第23条 管理者は、施設等を廃止する場合、委員会が別に定める施設等廃止届を部局等の長を経て学長に届け出なければならない。

2 施設等を廃止する場合には、管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第24条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第26条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌及び給水)

第27条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

(健康管理)

第28条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第29条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第30条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第31条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

(輸送)

第32条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第7章 安全管理

(危害防止)

第33条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等の外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第34条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第8章 教育訓練

(教育訓練)

第35条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

(1) 関連法令、指針等、本学の定める規定等

(2) 動物実験等の方法に関する基本的事項

(3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項

(4) 安全確保及び安全管理に関する事項

(5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 管理者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

第9章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第36条 学長は、委員会に基本指針への適合性に関する自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

- 3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第10章 情報公開

(情報公開)

第37条 学長は、次に掲げる本学における動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表する。

- (1) 動物実験等に関する規則
- (2) 実験動物の飼養保管状況
- (3) 自己点検・評価及び検証の結果の公開方法等

第11章 補足

(準用)

第38条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第39条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養若しくは保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、第27条、第28条、第30条、第33条及び第34条を除き本規則を適用しない。

(部分開示)

第40条 動物実験計画書は、開示請求があった場合、全面開示を原則とするが、やむを得ない理由により部分開示を求める場合には、動物実験責任者は、動物実験計画書提出時に開示しない箇所及びその理由を付して申し出ることとする。

(雑則)

第41条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 国立大学法人富山大学動物実験取扱規則（平成17年10月1日制定）
- (2) 国立大学法人富山大学動物実験委員会規則（平成17年10月1日制定）
- (3) 国立大学法人富山大学動物実験委員会五福キャンパス専門部会要項（平成17年10月1日制定）
- (4) 国立大学法人富山大学動物実験委員会杉谷キャンパス専門部会要項（平成17年10月1日制定）

附 則

この規則は、平成19年11月15日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和4年8月24日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、人間発達科学部から選出された委員であった者は、この規則により教育学部から選出されたものとみなす。ただし、任期については、第9条の規定にかかわらず、令和5年9月30日までとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「法律」という。）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律施行規則（平成 15 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成 16 年度文部科学省・環境省令第 1 号。以下「二種省令」という。）及び関連した告示（以下「法律等」という。）に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における遺伝子組換え生物等の使用等を行う実験（以下「実験」という。）を計画し、実施する際に遵守すべき必要な事項を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「部局等」とは、実験を実施しようとする各学部等をいう。

2 この規則の解釈に関する用語の意義については、法律等に定めるところによる。

(学長、理事及び部局等の長の責務)

第 3 条 学長は、本学における実験の安全管理に関し総括する。

2 学長が指名した理事は、本学における実験の安全管理に関し学長を補佐し、必要に応じて学長の職務を代行する。

3 部局等の長は、法律等及びこの規則に定めるところに従い、当該部局において行う実験の安全確保に努めなければならない。

(委員会)

第 4 条 学長は、実験について調査・審議するため、国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、実験に関して学長及び部局等の長に対し意見を述べることができる。

3 学長及び部局等の長は、前項の意見を尊重し、何らかの措置を講ずるものとする。

4 委員会は、必要に応じて実験管理者及び安全主任者に対し、報告を求めることができる。

5 委員会に関する規則は、別に定める。

第 2 章 安全主任者等

(遺伝子組換え生物等使用実験安全主任者)

第 5 条 実験の安全確保について部局等の長を補佐するため、遺伝子組換え生物等使用実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）を置く。

2 安全主任者は、法律等及びこの規則を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した部局等の教員をもって充てる。

3 安全主任者は、当該部局等の長が推薦し、学長が任命する。

4 安全主任者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の安全主任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(安全主任者の任務)

第6条 安全主任者は、実験の安全確保に関し、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 実験が法律等及びこの規則に従って適正に遂行されていることを確認すること。
- (2) 実験管理者及び実験従事者に対して指導助言を行うこと。
- (3) その他実験の安全確保及び拡散防止措置に関して必要な事項の処理に当たること。

2 安全主任者は、前項に規定する任務を果たすに当たり、委員会と十分連絡をとり、必要な事項について委員会に報告するものとする。

(実験管理者)

第7条 実験ごとに、実験計画の遂行について責任を負う者として、実験管理者を定めなければならない。

2 実験管理者は、実験従事者のうち、法律等及びこの規則を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した教員のうちから定めなければならない。

(実験管理者の任務)

第8条 実験管理者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 実験計画の立案及び実施に際して、法律等及びこの規則を十分に遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督に当たること。
- (2) 実験従事者に対し、実験の安全確保に必要な教育訓練を行うこと。
- (3) 実験の安全確保及び拡散防止措置の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合又は実験中若しくは輸送中の事故等があった場合は、直ちにその旨を学長、部局等の長、委員会及び安全主任者に報告すること。
- (4) 実験の終了又は中止の報告を行うこと。
- (5) その他必要な事項を実施すること。

(実験従事者)

第9条 実験従事者は、実験の計画及び実施に当たって安全確保及び拡散防止措置について十分に自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、微生物に係る標準的な実験法並びに実験に特有な操作方法及び関連する技術に精通、習熟し、実験管理者の指示に従わなければならない。

第3章 実験計画

(機関実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等の手続き)

第10条 機関実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等を実施しようとする実験管理者は、安全主任者の同意を得た上で、所定の実験計画書等を所属部局等の長を経て、学長に提出し、その承認を受けなければならない。また、実験計画を変更しようとするときも同様とする。

2 学長は、申請のあった実験計画について、委員会の意見を聴いて、承認を与えるか否かの

決定を行うものとする。

(大臣確認実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等の手続き)

第 11 条 大臣確認実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等を実施しようとする実験管理者は、安全主任者の同意を得た上で、所定の実験計画書等に加えて二種省令に定める様式により申請書を作成し、所属部局等の長を経て、学長に提出しなければならない。また、実験計画を変更しようとするときも同様とする。

2 学長は、申請のあった実験計画について、委員会の意見を聴いて、承認を与えるか否かの決定を行い、承認した実験計画について文部科学大臣の確認を求めるものとする。

(遺伝子組換え生物等の第一種使用等の手続き)

第 12 条 遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする実験管理者は、安全主任者の同意を得た上で、実験計画を作成し、所属部局等の長を経て、学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の審査を経て妥当と認められた場合に、当該計画の生物多様性影響評価の実施、第一種使用規程の作成等、法律等に定められた作業の実施を承認する。

3 実験管理者は、前項で承認を受けた研究計画につき、法律等で定められた生物多様性影響評価を行い、申請書及び生物多様性影響評価書を作成し、委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、提出された申請書及び生物多様性影響評価書の法律等への適合性を審議する。

5 学長は、委員会の意見を聴いて、当該申請を承認するか否かの決定を行い、承認した研究計画については、文部科学大臣に申請するものとする。

(承認通知)

第 13 条 学長は、前条の決定を行ったときは、当該部局等の長にその旨通知するものとする。

2 前項の通知を受けた部局等の長は、安全主任者及び当該実験管理者にその旨通知するものとする。

(審査基準)

第 14 条 委員会は、法律等に定める拡散防止措置等に関する基準に対する適合性及び実験従事者の訓練経験の程度等に基づき実験計画等を審査するものとする。

第 4 章 実験の安全確保のための措置

(実験室等及び実験設備の管理及び保全)

第 15 条 部局等の長は、拡散防止措置等に係る実験室等及び実験設備を法律等に定める基準に従って設置し、その管理及び保全に努めなければならない。

2 実験管理者は、施設・設備について法律等に定める拡散防止措置等の基準に適合するように維持しなければならない。

(実験に係る表示)

第 16 条 実験管理者は、実験が進行中の場合又は遺伝子組換え生物等を含む試料及び廃棄物を保管する場合は、法律等で定めるところにより表示しなければならない。

(点検)

第 17 条 実験管理者は、実験室等及び実験設備の管理保全の状態を適宜点検しなければならない。

2 実験管理者は、前項の点検で異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を部局等の長を通じて学長及び安全主任者に報告するものとする。

(実験室等への立入り)

第 18 条 実験管理者は、実験関係者以外の者の実験室等への立入りについては、当該実験の程度に応じて、制限又は禁止の措置を講じなければならない。

2 P 3 レベル以上の実験を行う実験管理者は、実験従事者以外の者(安全主任者を除く。)を実験室等に立ち入らせたときは、管理簿に必要な事項を記入し、当該帳簿を当該実験終了後、5年間保管しなければならない。

(実験試料等の取扱い等)

第 19 条 実験管理者は、実験従事者に対し、実験の開始前及び実験中において、常時実験に用いられる核酸供与体、供与核酸の種類、宿主及びベクター等が拡散防止措置等の条件を満たすものであることを厳重に確認させなければならない。

2 実験管理者は、遺伝子組換え生物等を含む試料及び廃棄物の保管及び運搬について、管理簿に記録を作成し、保存しなければならない。ただし、P 2、P 2 A、P 2 P 又は L S 1 レベル以下の拡散防止措置を必要とする場合の記録は、実験記録をもって代えることができる。

3 遺伝子組換え生物等を譲渡若しくは提供する場合は、法律等に定める情報及び当該遺伝子組換え生物等を適切に取扱うために供給することが望ましいと判断される情報を提供しなければならない。また、遺伝子組換え生物等を譲渡された際に提供を受けた情報等については、実験が終了又は中止するまで保管しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、実験従事者は、実験試料の取扱いに当たっては、法律等に定められた注意事項を遵守しなければならない。

(実験の記録及び報告)

第 20 条 実験管理者は、実験中は記録簿に実験の記録を行い、当該実験終了後5年間保存しなければならない。ただし、P 2、P 2 A、P 2 P 又は L S 1 レベル以下の拡散防止措置を必要とする場合の記録は、実験記録をもって代えることができる。

2 実験管理者は、実験が終了したとき又は実験を中止したときは、速やかに所定の報告書を作成し、部局等の長を経て、学長に報告しなければならない。

第5章 教育訓練及び健康管理

(教育訓練)

第 21 条 実験管理者は、実験開始前に実験従事者に対し、法律等及びこの規則を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

- (1) 危険度に応じた微生物安全取扱技術
- (2) 拡散防止措置等に関する知識及び技術
- (3) 実施しようとする実験の危険度に関する知識

(4) 事故発生の場合の措置に関する知識

(健康管理)

第 22 条 部局等の長は、実験従事者に対し、学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に基づき必要な健康管理を行うものとする。

2 実験従事者は、絶えず自己の健康に注意し、次の各号の一に該当するときは、速やかに部局等の長に報告するものとする。

(1) 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。

(2) 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染され除去できないとき、又は感染をおこす可能性があるとき。

(3) 遺伝子組換え生物等により実験室及び実験区域が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。

(4) 遺伝子組換え生物等により健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかったとき。

3 部局等の長は、前項の報告を受けた場合は、直ちに調査し、必要な措置を講ずるとともに学長に報告しなければならない。

第 6 章 緊急事態発生時の措置

(緊急事態発生時の措置)

第 23 条 実験管理者及び実験従事者は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちにその旨を当該部局等の長及び安全主任者に通報するとともに、災害防止のための応急の措置を講じなければならない。

(1) 地震、火災等の災害によって遺伝子組換え生物等が実験施設外へ漏出し、又は漏出するおそれのあるとき。

(2) 遺伝子組換え生物等によって人体や実験施設が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

2 前項の規定により通報を受けた部局等の長及び安全主任者は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、当該部局等の長にあつてはこの旨を学長に報告しなければならない。

第 7 章 雑則

第 24 条 この規則に定めるもののほか、実験の安全確保に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日前に国立大学法人富山大学及び国立大学法人富山医科薬科大学遺伝子組換え生物使用実験安全管理規則に基づき承認された実験計画については、この規則により承認されたものとみなす。

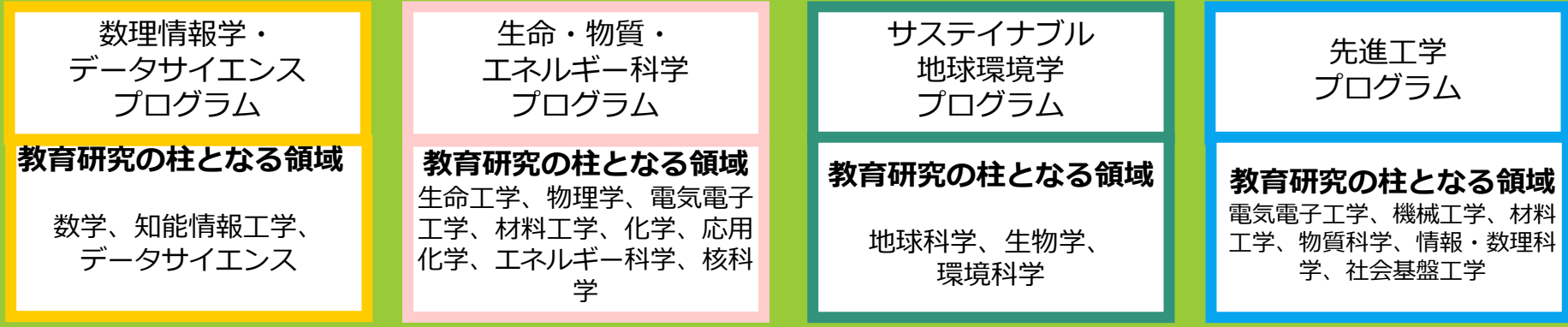
附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

理工学専攻 博士後期課程



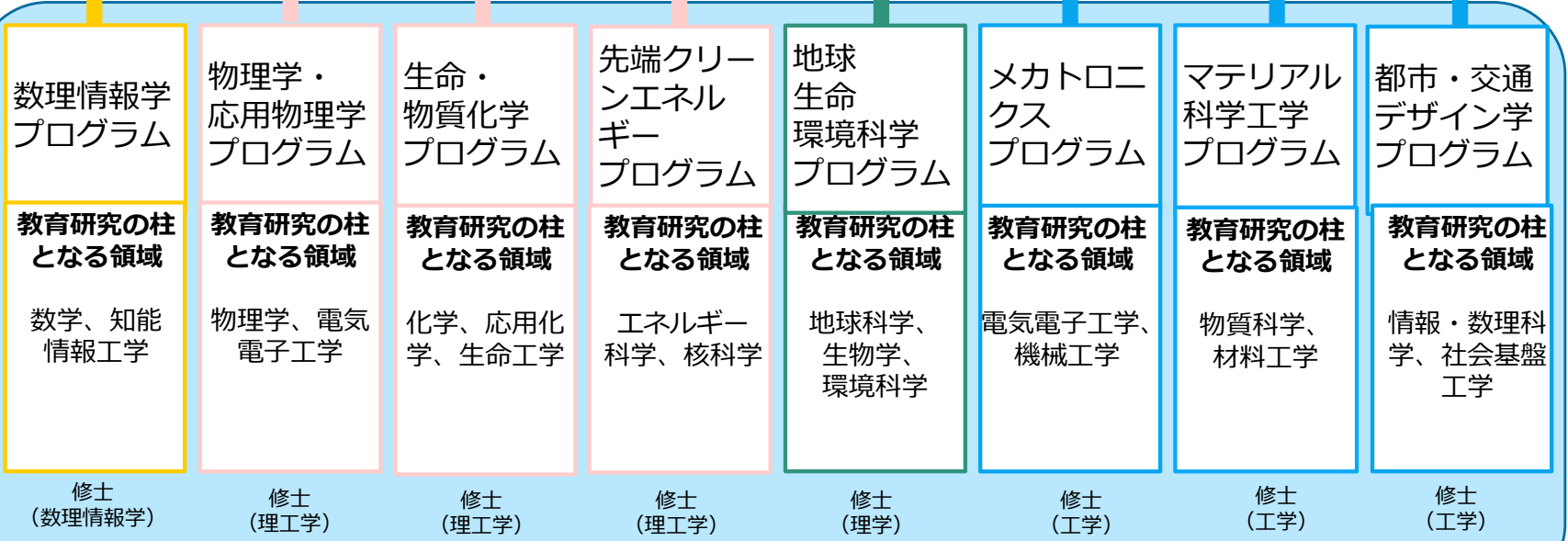
博士（数理情報学）

博士（理工学）

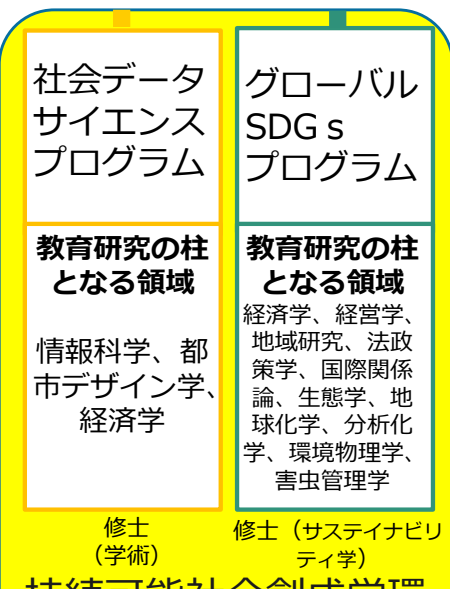
博士（理学）

博士（工学）

持続可能社会創成学環から
は、理工学研究科の領域に
近接する分野の学生が進学
を想定



理工学専攻 博士前期課程



持続可能社会創成学環

国立大学法人富山大学職員就業規則

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正	平成19年10月1日改正
平成20年4月1日改正	平成20年7月8日改正
平成21年4月1日改正	平成22年4月1日改正
平成24年10月1日改正	平成26年9月9日改正
平成27年3月25日改正	平成28年2月9日改正
平成29年3月14日改正	平成29年6月27日改正
平成30年3月27日改正	平成30年11月13日改正
平成31年1月29日改正	令和元年6月25日改正
令和元年12月24日改正	令和2年1月28日改正
令和2年10月27日改正	令和3年3月9日改正
令和4年1月25日改正	令和4年2月22日改正
令和4年3月22日改正	令和4年6月28日改正
令和4年9月27日改正	令和4年10月11日改正
令和4年10月25日改正	令和4年11月22日改正
令和4年12月6日改正	令和5年1月24日改正
令和5年3月22日改正	

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 任免（第5条～第24条）
 - 第1節 採用（第5条～第7条）
 - 第2節 昇任及び降任（第8条，第9条）
 - 第3節 異動（第10条）
 - 第4節 休職（第11条～第14条）
 - 第5節 退職及び解雇（第15条～第24条）
- 第3章 給与（第25条）
- 第4章 服務（第26条～第30条）
- 第5章 知的財産権（第31条）
- 第6章 労働時間，休日，休暇等（第32条～第34条）
- 第7章 研修（第35条）
- 第8章 勤務評定（第36条）
- 第9章 賞罰（第37条～第42条）
- 第10章 安全衛生（第43条）
- 第11章 出張（第44条，第45条）
- 第12章 福利・厚生（第46条）
- 第13章 災害補償（第47条～第49条）
- 第14章 退職手当（第50条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、「労働基準法」（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 この規則は、常勤の職員に適用する。

2 職員のうち、教授、准教授、講師、助教、助手、特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教、病院助教、病院特別助教、特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員、共同研究講座教員、校長（併任を除く。）、園長（併任を除く。）、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、及び栄養教諭の職にある者を教育職員という

3 契約職員、パートタイム職員、特任再雇用職員、フルタイム再雇用職員、短時間再雇用職員、外国人研究員、診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医の就業については、別に定める。

(法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労基法その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第4条 大学及び職員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、選考による。

2 職員の選考について必要な事項は、別に定める「[国立大学法人富山大学職員任免規則](#)」による。

(労働条件の明示)

第6条 大学は、職員として採用しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付する。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(試用期間)

第7条 職員として採用された者は、採用の日から6か月間（教諭については1年間）を試

用期間とする。ただし、国、地方自治体又はこれらに準ずる機関の職員から引き続き大学の職員となった者については、この限りでない。

- 2 大学は、試用期間中に職員として不適格と認めたときは、解雇することがある。
- 3 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第8条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

(降任)

第9条 大学は、職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることがある。

- (1) 勤務実績が悪い場合
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) その他職務に必要な適性を欠く場合
 - (4) 職員自ら降任を希望して学長が承認した場合
- 2 前項第4号に規定する希望降任に関し、必要な事項は別に定める。

第3節 異動

(配置換・出向等)

第10条 大学は、業務上必要がある場合は、職員に対して配置換、併任又は出向（以下「配置換等」という。）を命ずることがある。ただし、教育職員については、専門の異なる配置換等は本人の同意を得るものとする。

- 2 前項に規定する配置換等を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。
- 3 職員の出向について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学出向規則」による。

第4節 休職

(休職)

第11条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職とすることがある。

- (1) 負傷又は疾病により、病気休暇の期間が引き続き90日（結核性疾患の場合は1年）を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 学校、研究所、病院その他大学が指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は大学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合
- (4) 国又は独立行政法人と共同して、若しくはこれらからの委託を受けて行われる科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は大学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
- (5) 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」と

いう。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、大学の職務に従事することができないと認められる場合

(6) 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合

(7) 教諭、養護教諭又は栄養教諭が、学長の許可を受けて、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する専修免許状の取得を目的として、大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修する場合において、職務に従事することができないと認められる場合。

(8) 労働組合業務に専従する場合

(9) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(10) その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 休職について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員任免規則」による。(休職の期間)

第12条 前条第1項第1号、第3号から第5号まで、第7号、第9号及び第10号の休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内で大学が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することがある。

2 前条第1項第2号の休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

3 前条第1項第6号及び第8号の休職の期間は必要に応じ、5年を超えない範囲内で大学が定める。前条第1項第6号の休職の期間が5年に満たない場合においては、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することがある。

4 前条第1項第3号から第5号までの休職の期間が引き続き3年に達する際特に必要があると大学が認めたときは、2年を超えない範囲内において休職の期間を更新することがある。この更新した休職の期間が2年に満たない場合においては、大学は、必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において、再度これを更新することがある。

5 大学は、特に必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の休職の期間を3年を超え5年を超えない範囲内において定めることがある。この休職の期間が5年に満たない場合においては、大学は、必要に応じ、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することがある。

6 前2項の規定による前条第1項第4号の休職及び第4項の規定による前条第1項第5号の休職の期間が引き続き5年に達する際、やむを得ない事情があると大学が認めたときは、必要に応じ、これを更新することがある。

(復職)

第13条 大学は、前条の休職の期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、復職を命ずる。ただし、第11条第1項第1号の休職については、職員が休職の期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命ずる。

2 前項の場合、大学は、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(休職中の身分)

第 14 条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第 5 節 退職及び解雇

(退職)

第 15 条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 自己都合により退職を願い出て大学から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。
- (4) 第 12 条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき。
- (5) 死亡したとき。

(自己都合による退職手続)

第 16 条 職員は、自己都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、大学に退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により 30 日前までに退職願を提出できない場合は、14 日前までにこれを提出しなければならない。

2 職員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年)

第 17 条 職員（特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究講座教員を除く。）は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職するものとする。

2 前項の定年は、年齢 65 年とする。

3 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 15 条の 2 及び大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号）第 7 条の規定に基づき、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に転換した特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究講座教員の定年は、年齢 70 年とし、定年退職日に退職するものとする。

(定年の特例)

第 18 条 大学は、前条の規定にかかわらず、定年に達した職員の職務の遂行上の特別の事情からみて、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があると学長が認める場合は、定年退職日を延長することができる。

2 前項による定年退職日の延長は、1 年を超えない範囲内で行うものとし、当初の定年退職日から 3 年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、3 年を超えて更新することができる。

4 教育職員の定年の特例について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学教育

職員の定年の特例に関する規則」による。

(再雇用)

第 19 条 第 17 条の規定により退職した職員（定年年齢が 60 歳の者に限る。）で再雇用を希望する職員は、別に定める「国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則」又は「国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則」により再雇用する。ただし、特に重要な職を任じた職員は、別に定める「国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則」に基づき再雇用する。

(解雇)

第 20 条 大学は、職員が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられた場合には、解雇する。

2 大学は、前項のほか、職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することがある。

- (1) 勤務実績が著しく悪い場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合
- (4) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により、職員の減員等が必要となった場合
- (5) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合
- (6) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職に在職し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合
- (7) 執行猶予が付された禁錮以上の刑に処せられた場合
- (8) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

3 解雇について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員任免規則」による。

(解雇制限)

第 21 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第 1 号の場合において療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病がなおらず「労働者災害補償保険法」（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。）に基づく傷害補償年金の給付がなされ、労基法第 81 条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第 19 条第 2 項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女性職員が、別に定める「国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則」第 22 条第 6 号及び第 7 号の規定による休暇を取得している期間及びその後 30 日間

(解雇予告)

第 22 条 第 20 条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員（14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は所轄労働基準監督署の認定を受けて第 39 条第 1 項第 5 号に定める懲戒解雇をする場合はこの限りではない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

(退職後の責務)

第23条 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第24条 大学は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

(1) 雇用期間

(2) 業務の種類

(3) その事業における地位

(4) 給与

(5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 職員が、第22条の解雇の予告がなされた日から解雇の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、大学は遅滞なくこれを交付する。ただし、解雇の予告がなされた日以後に職員が当該解雇以外の事由により退職した場合においてはこの限りでない。

4 証明書には退職若しくは解雇された者又は解雇を予告された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第3章 給与

(諸手当)

第25条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任生活手当、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、安全衛生管理手当、指導薬剤師等手当、医師指導手当、教員特別業務手当、外部資金獲得手当、医療技術職員特別支援手当、幼児教育体制支援手当、研究代表者等特別手当、クロスアポイントメント手当及び面接指導実施医師手当とする。ただし「国立大学法人富山大学年俸制(一)適用教員給与規則」、「国立大学法人富山大学年俸制(二)適用教員給与規則」及び「国立大学法人富山大学特命教員等給与規則」の適用者にあつては別に定める。

3 給与(期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び外部資金獲得手当を除く。)は、その月の全額を毎月17日に支給するものとし、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日(この項において毎月17日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは、15日に、支給日が土曜日に当たるときは、16日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、18日に支給する。

4 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただ

し、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

- 5 外部資金獲得手当は、3月10日に支給する。ただし、支給日（3月10日をいう。以下この項において同じ。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。
- 6 職員の給与について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員給与規則」、「国立大学法人富山大学年俸制（一）適用教員給与規則」、「国立大学法人富山大学年俸制（二）適用教員給与規則」及び「国立大学法人富山大学特命教員等給与規則」による。

第4章 服務

（誠実義務）

第26条 職員は、職務上の責任を自覚し、大学の指示命令に従い、誠実に職務に専念するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

（遵守事項）

第27条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- （1）業務上の指示命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- （2）職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- （3）職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- （4）常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- （5）大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- （6）大学の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

（職員の倫理）

第28条 職員の倫理について、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める「国立大学法人富山大学役職員倫理規則」による。

（ハラスメントに関する措置）

第29条 ハラスメントの防止に関する措置は、別に定める「国立大学法人富山大学ハラスメントの防止等に関する規則」による。

（兼業）

第30条 職員は、次に掲げるもので大学の許可を受けた場合は、兼業を行うことができる。

- （1）職員の専門分野に関し、有用な知見が得られるもの
- （2）地域社会へ貢献するもの
- （3）産学官連携を推進するもの
- （4）学術の発展に寄与するもの

(5) その他前各号に準ずるもの

2 職員の兼業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学役職員兼業規則」による。

第5章 知的財産権

(知的財産権)

第31条 職員の知的財産権について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職務発明規則」及び「国立大学法人富山大学研究成果有体物等取扱規則」による。

第6章 労働時間、休日、休暇等

(労働時間等)

第32条 職員の労働時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則」による。

(育児休業等)

第33条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 前項の職員のうち、産後休暇を取得しておらず、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、出生時育児休業の適用を受けることができる。

3 職員のうち、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児短時間勤務又は育児部分休業の適用を受けることができる。

4 育児休業、出生時育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則」による。

(介護休業等)

第34条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、大学に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則」による。

第7章 研修

(研修)

第35条 大学は、職員の研修機会の提供に努めるものとし、職員は、その機会を活用し、研究と修養に努めなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な研修を命ぜられた場合は、これを受けなければならない。

3 職員の研修について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の研修に関する規則」による。

第8章 勤務評定

(勤務評定)

第36条 大学は、職員の勤務成績について公正な手続きにより評定を実施する。

第9章 賞罰

(表彰)

第37条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認められるときは、別に定める「国立大学法人富山大学職員表彰規則」により、これを表彰する。

(懲戒)

第38条 大学は、職員が、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

- (1) この規則その他大学の定める諸規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反したとき。
- (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
- (4) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠ったとき。
- (5) 刑法上の犯罪に該当する行為があつたとき。
- (6) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (7) 前各号に準ずる行為があつたとき。

2 職員の懲戒について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員懲戒規則」による。

(懲戒の種類・内容)

第39条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 譴責 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。この場合において、減額は、1回の額は平均賃金の1日分の2分の1、1か月の額は当該月の給与総額の10分の1の範囲内とする。
- (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、1日以上3月以内の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。ただし、勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。

2 前項第1号から第3号までの始末書の提出期限は次のとおりとする。

- (1) 再審査の請求がない場合 懲戒処分書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内
- (2) 再審査の請求がある場合で、当該請求が却下された場合 却下の通知を受理した日の翌日から起算して14日以内
- (3) 再審査の請求がある場合で、当該請求が受理され、再審査の結果、最初の処分が妥当と認められた場合 最初の処分が妥当と認められた旨の通知を受理した日の翌日から起算して14日以内
- (4) 再審査の請求がある場合で、当該請求が受理され、再審査の結果、最初の処分決定の修正又はこれに代わる新たな処分決定により、譴責、減給又は出勤停止となった場

合 新たに懲戒処分書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内
(管理監督責任)

第40条 管理監督下にある職員が第38条第1項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該管理職員を管理監督責任により懲戒することがある。ただし、管理職員がこれを防止する方法を講じていた場合においては、情状により懲戒を免れることがある。

(厳重注意)

第41条 大学は、第38条第1項各号に準ずる者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、厳重注意を文書等により行う。

(損害賠償)

第42条 職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合は、第38条、第39条又は第40条の規定による懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第10章 安全衛生

(安全・衛生管理)

第43条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令のほか、大学の指示を守るとともに、大学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

2 大学は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

3 職員の安全・衛生管理について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学安全衛生管理規則」による。

第11章 出張

(出張)

第44条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、大学に報告しなければならない。

(旅費)

第45条 前条の出張に要する旅費に関して必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学旅費規則」による。

第12章 福利・厚生

(宿舍利用基準)

第46条 職員の宿舍の利用については、別に定める「国立大学法人富山大学宿舍規則」による。

第13章 災害補償

(業務上の災害補償)

第47条 職員の業務上の災害については、労基法及び労災法の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。

(通勤途上災害)

第 48 条 職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

(災害補償に関する事項)

第 49 条 前 2 条に定めるもののほか、職員の労働災害等の補償について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員災害補償規則」による。

第 14 章 退職手当

(退職手当)

第 50 条 職員の退職手当について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員退職手当規則」による。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 11 月 13 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(令和元年 12 月 24 日改正附則)

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 3 月 9 日から施行する。ただし、医学系所属（ただし、附属病院に診療科及び中央診療施設等をもつ講座に限る）の教育職員の特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給及び管理職特別勤務手当については、第 25 条第 3 項の規定にかかわらず、その月の初日から 20 日分までを翌月 17 日に支給し、21 日から末日分までを翌々月 17 日に支給する。
- 2 前項ただし書きの適用については、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級かつ国立大学法人富山大学職員給与規則第 10 条に規定する管理職手当が支給されていた者については、当該管理職手当が支給される間、改正後の第 25 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 2 月 22 日から施行し、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。
- 2 第 25 条第 2 項に規定する特別支援手当は、国庫補助事業による「看護職員等处遇改善事業補助金」の交付期間中支給するものとする。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。ただし、第 25 条第 2 項に規定する幼児教育体制支援手当については、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月25日から施行する。ただし、第25条第2項に規定する医療技術職員特別支援手当については、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年11月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年12月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月24日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、次の表の右欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 教育職員（校長（併任を除く。）、園長（併任を除く。）、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭は除く。）及び特命診療助手の定年は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国立大学法人富山大学事務組織規則

平成20年4月1日全部改正	平成20年7月22日改正	平成21年4月1日改正
平成21年10月1日改正	平成22年4月1日改正	平成23年4月1日改正
平成24年4月1日改正	平成24年8月1日改正	平成24年10月1日改正
平成25年9月24日改正	平成26年3月25日改正	平成26年6月18日改正
平成26年6月20日改正	平成26年6月24日改正	平成26年7月8日改正
平成27年1月16日改正	平成27年3月25日改正	平成27年7月1日改正
平成27年12月11日改正	平成28年3月18日改正	平成28年4月21日改正
平成28年12月1日改正	平成29年9月25日改正	平成29年11月30日改正
平成30年3月27日改正	平成31年1月29日改正	令和元年6月3日改正
令和元年9月24日改正	令和元年12月27日改正	令和2年7月1日改正
令和2年10月30日改正	令和3年3月24日改正	令和4年3月30日改正
令和4年6月3日改正	令和4年10月25日改正	令和4年12月20日改正
令和5年3月22日改正	令和5年6月19日改正	

目次

第1章 総則（第1条～第11条）

第2章 事務局（第12条～第41条）

第1節 監査課（第12条）

第2節 総務部（第13条～第17条）

第3節 財務施設部（第18条～第22条）

第4節 学務部（第23条～第26条）

第5節 研究推進部（第27条～第30条）

第6節 五福高岡地区事務部（第31条～第35条）

第7節 杉谷地区事務部（第36条～第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の事務組織及び所掌事務の範囲に関し、必要な事項を定める。

（事務局）

第2条 事務局に監査課，総務部，財務施設部，学務部，研究推進部，五福高岡地区事務部及び杉谷地区事務部を置く。

2 総務部に企画評価課，総務課，人事課，労務管理室及び情報推進課を置く。

3 財務施設部に財務企画課，経理第一課，経理第二課，施設企画課及び施設整備課を置く。

4 学務部に学務課，学生支援課，入試課及び国際課を置く。

5 研究推進部に研究振興課，産学共創課，社会貢献課及び学術コンテンツ課を置く。

6 五福高岡地区事務部に人社系総務課，人社系学務課，芸術系総務・学務課，理工系総務課及び理工系学務課を置く。

7 杉谷地区事務部に総務課，経営管理課，学務課，病院企画課，医事課及び医療支援課を置く。

第3条 削除

(チーム及び室)

第4条 課に次に掲げるチーム及び室を置く。

所属	課	チーム, 室
総務部	総務課	広報・基金室
	情報推進課	DS・DX推進事務室
財務施設部	財務企画課	財務企画チーム
		財務分析チーム
	経理第一課	経理チーム
		契約チーム
	経理第二課	経理チーム
		契約チーム
	施設企画課	施設企画チーム
施設計画チーム		
環境安全チーム		
学務部	学務課	学務企画チーム
		修学支援チーム
		教養教育支援室
	学生支援課	就職・キャリア支援室
研究推進部	研究振興課	研究推進チーム
		研究センター等支援チーム
五福高岡地区事務部	芸術系総務・学務課	総務チーム
		学務チーム
杉谷地区事務部	総務課	総務チーム
		医薬系支援チーム
		職員支援室
	学務課	学部教務チーム
		大学院教務チーム
		学生支援チーム
	病院企画課	病院企画チーム
		臨床研修チーム
	医事課	医事チーム
		医療情報チーム
		診療情報管理チーム
	医療支援課	医療支援チーム
地域医療連携チーム		
医療安全支援チーム		

(事務局長)

第5条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局の事務を掌理し、総括する。

(部長)

第6条 各部に部長を置く。

2 部長は、上司の命を受け、部の事務を遂行する。

(次長)

第7条 各部に次長を置くことができる。

2 次長は、部長の職務を補佐し、部の事務を遂行する。

(課長)

第8条 各課(労務管理室を含む。)(以下「各課」という。)に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け課の事務を遂行する。

3 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する課長を置くことができる。

(高度専門職)

第8条の2 各課に高度専門職を置くことができる。

2 高度専門職は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定分野の事務を直接遂行する。

3 高度専門職は、担当する特定分野を付記して、課長と称することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する高度専門職を置くことができる。

(課長補佐)

第9条 各課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長の職務を補佐し、課の事務を遂行する。

3 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する課長補佐を置くことができる。

(専門職)

第9条の2 各課に専門職を置くことができる。

2 専門職は、課長の職務を補佐し、課の所掌事務のうち、専門的知識又は経験を必要とする特定分野の事務を直接遂行する。

3 専門職は、担当する特定分野を付記して、課長補佐と称することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する専門職を置くことができる。

(係長、主任、事務職員及び技術職員)

第10条 各課に係長、主任、事務職員及び技術職員を置くことができる。

2 係長、主任、事務職員及び技術職員は、上司の命を受け、課の事務を遂行する。

3 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する係長、主任、事務職員及び技術職員を置くことができる。

(チームリーダー及び室長)

第11条 第4条に定めるチームにチームリーダーを、室に室長を置く。

2 チームリーダー及び室長は、上司の命を受け、チーム又は室の事務を遂行する。

第2章 事務局

第1節 監査課

(監査課)

第12条 監査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学内の定期及び随時監査に関する事。
- (2) 外部監査に係る連絡調整に関する事。
- (3) 監事の監査に係る補助に関する事。
- (4) 共済組合（長期給付を除く。）の監査に関する事。
- (5) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関する事。
- (6) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (7) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関する事。
- (8) その他監査に関する事。

第2節 総務部

(企画評価課)

第13条 企画評価課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 長期計画（将来計画）に関する事。
- (2) 中期目標及び中期計画に関する事。
- (3) 学部，学科等の設置及び改廃等に関する事。
- (4) 大学等の設置に係る設置計画履行状況報告及び設置計画の変更手続きに関する事。
- (5) 国立大学法人評価委員会による中期目標期間における実績に係る評価（国立大学法人評価）に関する事。
- (6) 大学機関別認証評価等外部評価に関する事。
- (7) 評価に係るデータ収集に関する事。
- (8) 自己点検評価に関する事。
- (9) 組織再編計画に関する事。
- (10) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (11) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関する事。
- (12) その他企画及び評価に関する事。

(総務課)

第14条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務に係る総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 役員会，経営協議会，教育研究評議会，学長選考・監察会議その他の所掌事務に係る会議に関する事。
- (3) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関する事。
- (4) 学長及び事務局長等に係る学外諸会議に関する事。
- (5) 渉外事務に関する事。
- (6) 秘書事務に関する事。
- (7) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関する事。
- (8) 所掌事務に係る公印の管守に関する事。
- (9) 法人文書管理に関する事。
- (10) 文書の接受，発送及び整理保存並びに郵便物等の受取及び配布に関する事。

- (11) 情報公開，個人情報保護に関すること。
- (12) 業務改善に関すること。
- (13) 社団法人国立大学協会に関すること。
- (14) 国立大学法人総合損害保険金に関すること。
- (15) 公用車（五福キャンパス）の管理及び運行に関すること。
- (16) 総務部の庶務に関すること。
- (17) インターンシップ等の受入に関すること。
- (18) 指定統計調査等の事務並びに所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (19) その他他の部に属しないこと。

広報・基金室

- (1) 広報の企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 報道機関への広報等に関すること。
- (3) 大学概要等の編集及び発行に関すること。
- (4) 公式ウェブサイトに関すること。
- (5) 富山大学基金事務に関すること。
- (6) 同窓会連合会との連絡調整に関すること。
- (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (8) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (9) その他広報・基金に関すること。

(人事課)

第15条 人事課においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 役職員の任免に関すること。
- (2) 役員の報酬及び退職手当に関すること。
- (3) 職員の給与及び退職手当に関すること。
- (4) 人件費の試算に関すること。
- (5) 給与計算及び支給，並びに給与からの各種控除に関すること。
- (6) 給与支給による帳票・証明書作成に関すること。
- (7) 所得税・住民税の納付・届出・帳票作成に関すること。
- (8) 給与・事業主負担金の財務関係伝票作成に関すること。
- (9) 事務系職員の人材育成（研修・キャリアアップ等）に関すること。
- (10) 事務系職員の人事評価に関すること。
- (11) 教員業績評価に関すること。
- (12) 身上調書に関すること。
- (13) 客員教授，名誉教授，名誉博士等に関すること。
- (14) 障害者の雇用に関すること。
- (15) 次世代育成支援に関すること。
- (16) ダイバーシティ推進に関すること。
- (17) 身分証明書に関すること。
- (18) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (19) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (20) その他人事事務に関すること。

(労務管理室)

第16条 労務管理室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の労働時間、休日、休暇等及び兼業に関すること。
 - (2) 職員の懲戒等に関すること。
 - (3) 職員の倫理及びハラスメントに関すること。
 - (4) 社会保険及び労働保険に関すること。
 - (5) 労使協定に関すること。
 - (6) 労働組合に関すること。
 - (7) 職員の災害補償に関すること。
 - (8) 職員の安全衛生管理（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (9) 栄典及び表彰に関すること。
 - (10) 共済組合（短期給付、長期給付、福祉事業）に関すること。
 - (11) 財形貯蓄の加入解約等手続に関すること。
 - (12) 五福キャンパスの職員会館の管理に関すること。
 - (13) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (14) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
 - (15) 就業管理システムに関すること。
 - (16) その他職員の労働及び福利厚生に関すること。
- (情報推進課)

第17条 情報推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学全体の情報政策の策定に関すること。
- (2) 事務情報化推進計画の総括及び連絡調整に関すること。
- (3) 富山大学C S I R T (Computer Security Incident Response Team) の事務に関すること。
- (4) 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ基本計画策定に関すること。
- (5) 事務情報システムの企画、立案及び運用管理に関すること。
- (6) 総合情報基盤センター情報システムの管理及び運用に関すること。
- (7) 全学ネットワークの管理及び運用に関すること。
- (8) 総合情報基盤センター端末室の管理に関すること。
- (9) 総合情報基盤センターの事務に関すること。
- (10) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (11) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (12) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (13) 教育研究推進系の事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (14) その他情報推進に関すること。

D S ・ D X 推進事務室

- (1) 大学のデータサイエンス (D S) 及びデジタルトランスフォーメーション (D X) 推進の企画及び調整に関すること。
- (2) 職員のデジタル技術活用に係る人材育成に関すること。
- (3) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (4) D S 推進に係る富山県及び富山市との連携事業に関すること。
- (5) D S に係る学校教育、社会人教育及び産学官金連携事業の推進に関すること。
- (6) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。

(7) その他DS及びDXの推進に関すること。

第3節 財務施設部

(財務企画課)

第18条 財務企画課においては、次の事務をつかさどる。

財務企画チーム

- (1) 財務企画に関すること。
- (2) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (4) 会計事務に係る研修に関すること。
- (5) 会計事務の企画及び連絡調整に関すること。
- (6) 会計組織の命免に関すること。
- (7) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (8) 予算の総括に関すること。
- (9) 中期目標・中期計画期間の財政計画に関すること。
- (10) 概算要求（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (11) 予算の編成方針及び予算の作成に関すること。
- (12) 予算の配分に関すること。
- (13) 予算の繰越に関すること。
- (14) 財務施設部の庶務に関すること。
- (15) 財務施設部の所掌事務に係る連絡調整に関すること。
- (16) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (17) その他財務施設部の所掌事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

財務分析チーム

- (1) 決算に関すること。
- (2) 財務諸表等の作成及び報告に関すること。
- (3) 財務の計算証明に関すること。
- (4) 財務会計の分析に関すること。
- (5) 資金の運用計画に関すること。
- (6) 借入金に関すること。
- (7) 勘定科目の照査に関すること。
- (8) 資産管理システムへの登録（減価償却及び減損会計に係る取りまとめの総括事務を含む。）に関すること。
- (9) 不動産の長期貸付に関すること。
- (10) 不動産の一時貸付（職員会館並びに高岡キャンパスの体育施設及び洗心苑を除く。）に関すること。
- (11) 物品の貸付に関すること。
- (12) 物品の寄附に関すること。
- (13) 物品の譲与に関すること。
- (14) 物品の借入に関すること。
- (15) 物品の移管に関すること。
- (16) 物品の不用決定（発生物品及び生産品の不用決定を除く。）に関すること。
- (17) 少額資産一覧表の整備に関すること。

- (18) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (19) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (20) その他財務分析に関する事。

(経理第一課)

第19条 経理第一課においては、次の事務をつかさどる。

経理チーム

- (1) 経理事務の総括、企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 収入金（他の課の所掌に属するものを除く。）の徴収及び収納に関する事。
- (3) 取引銀行に関する事。
- (4) 債権の管理（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (5) 有価証券の保管に関する事。
- (6) 支出金の支払いに関する事。
- (7) 科学研究費補助金等の経理及び支払（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (8) 現金及び預金（他の課の所掌に属するものを除く。）の出納並びに管理に関する事。
- (9) 消費税に関する事。
- (10) 旅費及び謝金（他の課の所掌に属するものを除く。）の支出決議書の作成に関する事。
- (11) 所掌事務に係る公印の管守に関する事。
- (12) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (13) 所掌事務に係る監査に関する事。
- (14) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (15) その他経理（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。

契約チーム

- (1) 契約事務の総括、企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 特定調達契約（他の課の所掌に属するものを除く。）の契約に関する事。
- (3) 全学共通に係る物品の調達及び役務の契約に関する事。
- (4) 物品（図書を除く。）の調達及び役務（他の課の所掌に属するものを除く。）の契約に関する事。
- (5) 建設工事、設計・測量業務及び施設関係の役務の契約に関する事。
- (6) 不用物品等の売り払い（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (7) 五福キャンパスにおける物品及び役務の検収に関する事。
- (8) 所掌事務に係る公印の管守に関する事。
- (9) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (10) 所掌事務に係る監査に関する事。
- (11) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (12) その他五福キャンパス及び高岡キャンパスの契約に関する事。

(経理第二課)

第20条 経理第二課においては、次の事務をつかさどる。

経理チーム

- (1) 杉谷キャンパスにおける収入金（他の課の所掌に属するものを除く。）の徴収及び

収納に関すること。

- (2) 杉谷キャンパスにおける債権（他の課の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。
- (3) 杉谷キャンパスにおける支払データの取りまとめに関すること。
- (4) 杉谷キャンパスにおける科学研究費補助金等の経理及び支払に関すること。
- (5) 杉谷キャンパスにおける現金及び預金（他の課の所掌に属するものを除く。）の出納並びに管理に関すること。
- (6) 杉谷キャンパスにおける旅費及び謝金の支出決議書の作成に関すること。
- (7) 杉谷キャンパスにおける防火に関すること。
- (8) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (9) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (10) 所掌事務に係る監査に関すること。
- (11) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (12) その他杉谷キャンパスの経理に関すること。

契約チーム

- (1) 杉谷キャンパスにおける特定調達契約の契約に関すること。
- (2) 杉谷キャンパスにおける物品（図書を除く。）の調達及び役務の契約に関すること。
- (3) 医療用消耗品の共同購入等経費抑制対策に関すること。
- (4) 杉谷キャンパスにおける不用物品等の売り払いに関すること。
- (5) 杉谷キャンパスにおける物品及び役務の検収に関すること。
- (6) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (8) 所掌事務に係る監査に関すること。
- (9) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (10) その他経理（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(施設企画課)

第21条 施設企画課においては、次の事務をつかさどる。

施設企画チーム

- (1) 施設マネジメントの総括に関すること。
- (2) 施設費に係る事業計画・要求及び交付申請に関すること。
- (3) 所掌事務に係る監査に関すること。
- (4) 施設関係の法令上の各種届出等に関すること。
- (5) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (6) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (7) 不動産の買入，借入，売払，交換等に係る契約（国及び地方公共団体の行政財産の使用許可申請を含む。）に関すること。
- (8) 施設費及び所掌する事務に係る運営費交付金等の経理に関すること。
- (9) 固定資産税に係る償却資産の申告及び固定資産税の支払いに関すること。
- (10) 不動産（土地，立木竹，建物，建物附属設備及び構築物をいう。以下同じ。）及び船舶の取得並びに処分に関すること。
- (11) 事務局における不動産の維持，保存及び運用に関すること。
- (12) 事務局における不動産及び船舶の監守計画に関すること。

- (13) 不動産の登記に関すること。
- (14) 不動産に係る道路，河川等の占用許可に関すること。
- (15) 職員宿舎の設置，維持・管理及び貸与事務に関すること。
- (16) 防災及び防火管理の総括及び事務局における防災及び防火管理に関すること。
- (17) 五福キャンパスの構内警備及び構内交通に関すること。
- (18) 黒田講堂の管理に関すること。
- (19) その他施設に関すること。

施設計画チーム

- (1) キャンパスマスタープランの企画・立案に関すること。
- (2) 施設の整備計画の企画・立案・実施に関すること。
- (3) 施設費に係る事業計画・要求の支援に関すること。
- (4) 建築物，工作物，屋外環境，電気・通信設備及び機械設備（以下「施設・設備等」という。）の維持保全及び予防的修繕計画の立案に関すること。
- (5) 施設の維持管理，維持保全に係る計画及び整備に関すること。
- (6) 施設・設備等に係る役務，修繕工事関係業務に関すること。
- (7) 整備計画に基づく施設・設備等の設計に関すること。
- (8) 整備計画に基づく施設・設備等に係る積算に関すること。
- (9) 整備計画に基づく施設・設備等に係る施工監理に関すること。
- (10) 建築物，電気・通信設備及び機械設備に係る省エネルギーの企画・立案及びエネルギー管理に関すること。
- (11) 基幹設備の運転監視に関すること。
- (12) 他課への技術的支援に関すること。
- (13) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (14) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (15) その他施設計画に関すること。

環境安全チーム

- (1) 環境安全推進センターの業務の支援に関すること。
- (2) 環境安全推進センターの事務に関すること。
- (3) 教育研究推進系の事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (5) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (6) その他環境安全に関すること。

(施設整備課)

第22条 施設整備課においては，次の事務をつかさどる。

- (1) キャンパスマスタープランの企画・立案の支援に関すること。
- (2) 杉谷キャンパス関連の施設の整備計画の企画・立案・実施に関すること。
- (3) 杉谷キャンパス関連の施設・設備等の維持保全及び予防的修繕計画の立案に関すること。
- (4) 杉谷キャンパス関連の施設の維持管理，維持保全に係る計画及び整備に関すること。
- (5) 杉谷キャンパス関連の施設・設備等に係る役務，修繕工事関係業務に関すること。
- (6) 整備計画に基づく杉谷キャンパス関連の施設・設備等の設計に関すること。

- (7) 整備計画に基づく杉谷キャンパス関連の施設・設備等に係る積算に関すること。
- (8) 整備計画に基づく杉谷キャンパス関連の施設・設備等に係る施工監理に関すること。
- (9) 杉谷キャンパス関連の建築物，電気・通信設備及び機械設備に係る省エネルギーの企画・立案及びエネルギー管理に関すること。
- (10) 杉谷キャンパス関連の基幹設備の運転監視に関すること。
- (11) 杉谷キャンパスの実験廃液及び廃液処理施設の汚泥等の処理に関すること。
- (12) 杉谷キャンパスの排水の分析及び報告に関すること
- (13) 看護師宿舍の設置，維持・管理及び貸与事務に関すること。
- (14) 他課への技術的支援に関すること。
- (15) 杉谷キャンパス関連の環境安全推進センターの業務の支援に関すること。
- (16) 杉谷キャンパス関連の環境安全推進センターの事務に関すること。
- (17) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (18) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (19) その他施設整備に関すること。

第4節 学務部

(学務課)

第23条 学務課においては，次の事務をつかさどる。

学務企画チーム

- (1) 学務部の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 教育・学生支援機構の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (3) 教育・学生支援機構教育・学生支援企画室の事務に関すること。
- (4) 教育内容等の改善に係る企画立案に関すること。
- (5) 教育に関する実績評価に関すること。
- (6) ファカルティ・ディベロプメント（FD）に関すること。
- (7) 教育に関する外部資金の申請に関すること。
- (8) 教員養成課程の課程認定に関すること。
- (9) 学校図書館司書教諭講習に関すること。
- (10) 介護等体験に関すること。

- (11) 大学コンソーシアム富山教育連携部会に関すること。
- (12) 教育・学生支援機構教育推進センターの事務に関すること。
- (13) 教育・学生支援機構教職総合支援センターの事務に関すること。
- (14) 教育研究推進系の事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (15) 学務部の庶務に関すること。
- (16) 学務部の予算に関すること。
- (17) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (18) 学務部の広報に関すること。
- (19) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- (20) シャトルバスの運行に関すること。
- (21) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (22) 所掌事務に係る会議に関すること。

(23) その他学務部の所掌事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事

修学支援チーム

- (1) 教育課程に関する事。
- (2) 学生の入学，卒業その他学籍の異動に関する事。
- (3) 科目等履修生，研究生等に関する事。
- (4) eラーニング推進事業（双方向遠隔授業を含む。）に関する事。
- (5) 授業料債権に関する事。
- (6) 学務情報化に係る企画立案に関する事。
- (7) 学務情報システムの管理，運用及び保護に関する事。
- (8) 学務情報システム利用者への技術支援に関する事。
- (9) 学生証の発行に関する事。
- (10) 教育・学生支援機構データサイエンス推進センターの事務に関する事。
- (11) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (12) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関する事。
- (13) その他教務，修学支援及び学務情報化に関する事。

教養教育支援室

- (1) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (2) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関する事。
- (3) 教養教育院及び教養教育学系職員の各種証明に関する事。
- (4) 教養教育院及び教養教育学系職員の出張，休暇及び労働時間の管理に関する事。
- (5) 教養教育院及び教養教育学系の渉外事務に関する事。
- (6) 教養教育院及び教養教育学系職員の服務に関する事。
- (7) 教養教育院及び教養教育学系職員の安全衛生管理及び福利厚生に関する事。
- (8) 教養教育院及び教養教育学系の予算決算に関する事。
- (9) 教養教育の実施経費に関する事。
- (10) 不動産の維持・管理に関する事。
- (11) 不動産の監守計画に関する事。
- (12) 不動産の貸付申請の取次ぎに関する事。
- (13) 防火管理に関する事。
- (14) 施設・設備の管理に関する事。
- (15) 教養教育に係る学生の修学指導及び助言に関する事。
- (16) 教養教育のオリエンテーションに関する事。
- (17) 学生の掲示，印刷物等に関する事。
- (18) 教養教育に係る学生の願及び届に関する事。
- (19) 学生の遺失物等に関する事。
- (20) 教養教育の教育課程及び履修に関する事。
- (21) 教養教育の授業時間の配当，休講及び補講に関する事。
- (22) 教養教育に係る教室の割当整備，調整に関する事。
- (23) 教養教育の成績評価に関する事。
- (24) 教養教育の授業（試験を含む。）の実施及び調整に関する事。
- (25) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関する事。
- (26) その他教養教育に関する事。

(学生支援課)

第24条 学生支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生支援課の所掌事務に関し総括し、連絡調整すること。
- (2) 学生の福利厚生施設に関すること。
- (3) 学生寄宿舍に関すること。
- (4) 課外活動に関すること。
- (5) 課外活動施設に関すること。
- (6) 体育運動施設に関すること。
- (7) 学生又は学生団体の指導助言に関すること。
- (8) 学生の集会、掲示、印刷物等に関すること。
- (9) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (10) 学生の奨学金に関すること。
- (11) 入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予に関すること。
- (12) 学生支援課の所掌事務に関する事務の情報化に関すること。
- (13) 学生の健康管理及び学生相談に関すること。
- (14) 教育・学生支援機構学生支援センターの事務に関すること。
- (15) 保健管理センターの事務に関すること。
- (16) 学生の保険に関すること。
- (17) 授業料免除システムに関すること。
- (18) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (19) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (20) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (21) その他学生支援に関すること。

就職・キャリア支援室

- (1) 学生の就職支援及びキャリア支援（以下「就職・キャリア支援」という。）に関し総括し、連絡調整すること。
- (2) 就職・キャリア支援ガイダンスの企画、実施及び支援に関すること。
- (3) 企業合同説明会の企画、実施及び支援に関すること。
- (4) その他就職・キャリア支援事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 学生の就職・キャリア支援に係る相談及び助言に関すること。
- (6) 学生の就職・キャリア支援情報の収集、提供及び分析に関すること。
- (7) 学生就職・キャリア支援システムに関すること。
- (8) 求人企業の応接及び求人票の受付等に関すること。
- (9) 職業紹介業務に関すること。
- (10) 就職・キャリア支援に関する内外向けの印刷物の編集発行に関すること。
- (11) 学生主体の就職・キャリア支援事業についての指導・助言に関すること。
- (12) インターンシップ等に関すること。
- (13) 教育・学生支援機構就職・キャリア支援センターの事務に関すること。
- (14) 大学院博士課程学生支援事業（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する
こと。
- (15) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (16) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。

(17) その他学生の就職・キャリア支援に関すること。

(入試課)

第25条 入試課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜に関し総括し、連絡調整すること。
- (2) 学生募集及び入学者選抜試験に関すること。
- (3) 大学入学共通テストの実施に関し総括し、連絡調整すること。
- (4) 入学者選抜の電算処理に関すること。
- (5) 入試情報の広報に関すること。
- (6) 入学者選抜要項、学生募集要項及び大学案内に関すること。
- (7) オープンキャンパスの実施に関し総括し、連絡調整すること。
- (8) 大学見学会、進学説明会等の実施に関し総括し、連絡調整すること。
- (9) 高大連携事業（学生募集に係る事業）に関すること。
- (10) 教育・学生支援機構アドミッションセンターの事務に関すること。
- (11) 入試情報開示に関すること。
- (12) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (13) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (14) その他入試に関すること。

(国際課)

第26条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際交流事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 国際機構の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (3) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (4) 国際機構の予算に関すること。
- (5) 海外学術交流協定に関すること。
- (6) 全学に係る外国の来訪者の接遇に関すること。
- (7) 国際交流事業に関すること。
- (8) 国際交流に係る競争的資金及び各種助成金に関すること。
- (9) 本学の国際交流基金に係る事務に関すること。
- (10) 外国人客員研究員の受入れに関すること。
- (11) 国際意識の学内普及に関すること。
- (12) 職員の英語能力の強化に関すること。
- (13) 国際交流会館の事務に関すること。
- (14) 卒業・修了後の外国人留学生との連携・支援に関すること。
- (15) 外国人留学生（国費・政府派遣等）の受入れに関すること。
- (16) 外国人留学生の奨学金に関すること。
- (17) 外国人留学生に係る諸証明（奨学金等）に関すること。
- (18) 外国人留学生の地域交流及び各種行事に関すること。
- (19) 学生の海外派遣に係る奨学金に関すること。
- (20) 学生の留学のための英語能力の強化に関すること。
- (21) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (22) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (23) その他国際交流に関すること。

第5節 研究推進部

(研究振興課)

第27条 研究振興課においては、次の事務をつかさどる。

研究推進チーム

- (1) 学術研究推進事務の総括に関する事。
- (2) 科学研究費助成事業の総括（経理事務に関することを除く。）に関する事。
- (3) 研究に係る競争的資金、各種研究助成等の総括（国際関係を除く。）に関する事。
- (4) 研究員及び研究支援員に関する事。
- (5) 受託研究員、派遣研究員及び各種研修員に関する事。
- (6) 放射性同位元素等（附属病院の所掌に属するものを除く。）核燃料物質及び国際規制物資に関する事。
- (7) 研究用の麻薬、覚醒剤、覚醒剤原料、向精神薬等の事務に関する事。
- (8) 研究不正防止に関する事。
- (9) 人を対象とした研究倫理室の事務に関する事。
- (10) 動物実験に係る事務に関する事。
- (11) 遺伝子組換え生物等使用実験に係る事務に関する事。
- (12) 病原体等に係る事務に関する事。
- (13) 横田基金に係る事務に関する事。
- (14) 共同利用・共同研究拠点に係る事務の総括に関する事。
- (15) 所掌事務に係る連絡調整に関する事。
- (16) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関する事。
- (17) 所掌事務に係る公印の管守に関する事。
- (18) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (19) 研究推進部の庶務に関する事。
- (20) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (21) その他研究推進部の所掌事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。

研究センター等支援チーム

- (1) 和漢医薬学総合研究所の事務に関する事。
- (2) 研究推進機構の事務に係る総括及び連絡調整に関する事。
- (3) 研究推進機構学術研究・産学連携本部の事務（産学連携等を除く。）に関する事。
- (4) 研究推進機構研究推進系センター及び研究支援系センターの事務に関する事。
- (5) 先進軽金属材料国際研究機構の事務に関する事。
- (6) 先進軽金属材料国際研究機構富山大学先進アルミニウム国際研究センターの事務に関する事。
- (7) 未病研究センターの事務に関する事。
- (8) 教育研究推進系の事務に係る総括及び連絡調整に関する事。
- (9) 薬学・和漢系及び医学系の事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (10) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (11) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (12) その他研究センター等に関する事。

(産学共創課)

第28条 産学共創課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 産学官連携推進事務の総括及び知的財産の事務に関すること。
- (2) 受託研究、共同研究等の事務に関すること。
- (3) 共同研究講座の事務に関すること。
- (4) 寄附金の受入れに関すること。
- (5) 寄附講座の受入れに関すること。
- (6) 研究推進機構学術研究・産学連携本部の事務（産学連携等）に関すること。
- (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (8) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (9) その他産学共創に関すること。

(社会貢献課)

第29条 社会貢献課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域連携推進機構の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 地域活性化本部の事務に関すること。
- (3) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (4) 地域連携推進機構地域連携戦略室の事務に関すること。
- (5) 公開講座等生涯学習に係る事務の総括に関すること。
- (6) 大学開故事業の総括に関すること。
- (7) 地域連携推進機構生涯学習部門の事務に関すること。
- (8) 地域連携推進機構地域医療・保健支援部門の事務に関すること。
- (9) 教育研究推進系の事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (11) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (12) その他社会貢献に関すること。

(学術コンテンツ課)

第30条 学術コンテンツ課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 附属図書館に関すること。
- (2) 図書館資料に関すること。
- (3) 図書館情報システムの管理・運用に関すること。
- (4) 本学の研究成果の収集及び発信に関すること。
- (5) 本学の研究データの管理・利活用に関すること。
- (6) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (8) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (9) その他学術コンテンツに関すること。

第6節 五福高岡地区事務部

(人社系総務課)

第31条 人社系総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (2) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。

- (4) 職員の各種証明に関する事。
- (5) 出張、休暇及び労働時間の管理に関する事。
- (6) 渉外事務に関する事。
- (7) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関する事。
- (8) 服務に関する事。
- (9) 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関する事。
- (10) 予算決算に関する事。
- (11) 不動産の維持・管理に関する事。
- (12) 不動産の監守計画に関する事。
- (13) 不動産の貸付申請の取次ぎに関する事。
- (14) 防火管理に関する事。
- (15) 施設・設備の管理に関する事。
- (16) 特別支援教育就学奨励費に関する事。
- (17) 日本スポーツ振興センターに係る事務に関する事。
- (18) 公用車の管理及び運行に関する事。
- (19) 在外教育施設教員派遣及び内地研修員に関する事。
- (20) 児童、生徒等の入学、卒業、退学及び転（編）入学に関する事。
- (21) 児童、生徒等の入学試験に関する事。
- (22) 児童、生徒等の諸証明に関する事。
- (23) 自然観察実習センターの事務に関する事。
- (24) 五福高岡地区事務部の庶務に関する事。
- (25) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (26) その他五福高岡地区事務部の所掌事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。

（人社系学務課）

第32条 人社系学務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の修学指導及び助言に関する事。
- (2) 学生のオリエンテーションに関する事。
- (3) 学生の掲示及び印刷物等に関する事。
- (4) 学生の表彰及び懲戒に関する事。
- (5) 学生の願及び届に関する事。
- (6) 学生の遺失物等に関する事。
- (7) 教育課程及び履修に関する事。
- (8) 授業時間の配当、休講及び補講に関する事。
- (9) 教室の割当整備に関する事。
- (10) 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、卒業及び修了に関する事。
- (11) 入学者の選抜に関する事。
- (12) 指導要録に関する事。
- (13) 成績評価、課程の修了及び卒業の認定に関する事。
- (14) 教育実習、学外実習及び見学旅行に関する事。
- (15) 科目等履修生、研究生及び外国人留学生に関する事。
- (16) 学生の就職等の進路に関する事。

- (17) 学生の就職に係るセミナー等の企画及び実施に関すること。
 - (18) 学生の諸証明に関すること。
 - (19) 学生の生活調査に関すること。
 - (20) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (21) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
 - (22) その他学生の教務，厚生補導及び実習に関すること。
- (芸術系総務・学務課)

第33条 芸術系総務・学務課においては，次の事務をつかさどる。

総務チーム

- (1) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (2) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- (4) 学部の将来計画に関すること。
- (5) 学部の自己点検・自己評価に関すること。
- (6) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (7) 文書の接受，発送及び整理保存に関すること。
- (8) 法人文書ファイル管理簿に関すること。
- (9) 渉外事務に関すること。
- (10) 出張，休暇及び労働時間の管理に関すること。
- (11) 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関すること。
- (12) 労使協定等過半数代表者，代議員会に関すること。
- (13) 地域連携事務に関すること。
- (14) 学部間学術交流協定に関すること。
- (15) 国際交流に係る連絡調整に関すること。
- (16) 外国人研究者の受入れに関すること。
- (17) 公開講座等生涯学習事務に関すること。
- (18) 大学開放事業に関すること。
- (19) 地域連携推進機構地域づくり・文化支援部門の事務に関すること。
- (20) 予算の要求に関すること。
- (21) 予算の配分に関すること。
- (22) 予算の流用及び繰越に関すること。
- (23) 収入金の徴収，保管及び収納に関すること。
- (24) 学部等に係る決算に関すること。
- (25) 高岡キャンパスにおける物品及び役務の検収に関すること。
- (26) 資産（物品）の管理に関すること。
- (27) 資産（物品）の安全管理に関すること。
- (28) 不動産の維持・保存及び運用（施設・設備の管理を含む。）に関すること。
- (29) 不動産の監守計画に関すること。
- (30) 体育施設及び洗心苑の一時貸付に関すること。
- (31) 不動産の貸付申請の取次ぎに関すること。
- (32) 防火管理に関すること。
- (33) 高岡キャンパスの構内警備及び構内交通に関すること。

- (34) 劇物、毒物及び薬物の管理に関する事。
- (35) 公用車（高岡キャンパス）の管理及び運行に関する事。
- (36) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (37) その他芸術系の総務及び学務に関する事。

学務チーム

- (1) 学務事務の連絡調整する事。
- (2) 教育課程の編成及び授業計画の実施に関する事。
- (3) 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、卒業及び修了に関する事。
- (4) 学籍簿の作成及び保管に関する事。
- (5) 学生の修学指導及び助言に関する事。
- (6) 単位互換制度に関する事。
- (7) 学生の課外教育に関する事。
- (8) 教育実習に関する事。
- (9) 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生に関する事。
- (10) 外国人留学生に関する事。
- (11) 学生の留学に関する事。
- (12) 入学者の選抜に関する事。
- (13) 入学者選抜の実施に関する事。
- (14) 大学入学共通テストの実施に関する事。
- (15) 学部説明会等の企画及び実施に関する事。
- (16) 学生の課外活動に関する事。
- (17) 学生及び学生団体の指導助言に関する事。
- (18) 学生の集会、掲示、印刷物等に関する事。
- (19) 学生の課外活動施設の管理に関する事。
- (20) 体育運動施設の管理に関する事。
- (21) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事。
- (22) 学生の健康管理及び学生相談に関する事。
- (23) 学生の就職等の進路に関する事。
- (24) 学生の就職に係るセミナー等の企画及び実施に関する事。
- (25) 企業、諸団体等の求人に関する事。
- (26) インターンシップ等に関する事。
- (27) 入学料、授業料の免除及び徴収猶予に関する事。
- (28) 学生の奨学金に関する事。
- (29) 学生の諸証明に関する事。
- (30) 学生の表彰及び懲戒に関する事。
- (31) 保健管理センター高岡分室の事務に関する事。
- (32) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (33) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (34) その他学生の教務、厚生補導及び実習に関する事。

（理工系総務課）

第34条 理工系総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 所掌事務に係る会議に関する事。
 - (2) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関する事。
 - (3) 所掌事務に係る公印の管守に関する事。
 - (4) 職員の各種証明に関する事。
 - (5) 出張、休暇及び労働時間の管理に関する事。
 - (6) 渉外事務に関する事。
 - (7) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関する事。
 - (8) 服務に関する事。
 - (9) 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関する事。
 - (10) 予算決算に関する事。
 - (11) 不動産の維持・管理に関する事。
 - (12) 不動産の監守計画に関する事。
 - (13) 不動産の貸付申請の取次ぎに関する事。
 - (14) 防火管理に関する事。
 - (15) 施設・設備の管理に関する事。
 - (16) 工場における学生の実験実習に関する事。
 - (17) 学内で必要とする研究及び実験装置並びに各種機械器具の製作及び修理に関する事。
 - (18) 工場における機械器具等の整備保管に関する事。
 - (19) 工場の経理に関する事。
 - (20) その他工場に関する事。
 - (21) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
 - (22) その他理工系の総務に関する事。
- (理工系学務課)

第35条 理工系学務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の修学指導及び助言に関する事。
- (2) 学生のオリエンテーションに関する事。
- (3) 学生の掲示、印刷物等に関する事。
- (4) 学生の表彰及び懲戒に関する事。
- (5) 学生の願及び届に関する事。
- (6) 学生の遺失物等に関する事。
- (7) 教育課程及び履修に関する事。
- (8) 授業時間の配当、休講及び補講に関する事。
- (9) 教室の割当整備に関する事。
- (10) 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、卒業及び修了に関する事。
- (11) 入学者の選抜に関する事。
- (12) 指導要録に関する事。
- (13) 成績評価、課程の修了及び卒業の認定に関する事。
- (14) 教育実習、学外実習及び見学旅行に関する事。
- (15) 科目等履修生、研究生及び外国人留学生に関する事。
- (16) 学生の就職等の進路に関する事。
- (17) 学生の就職に係るセミナー等の企画及び実施に関する事。

- (18) 学生の諸証明に関する事。
- (19) 学生の生活調査に関する事。
- (20) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (21) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (22) その他学生の教務、厚生補導及び実習に関する事。

第7節 杉谷地区事務部

(総務課)

第36条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

総務チーム

- (1) 杉谷キャンパスの事務に係る連絡調整に関する事。
- (2) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (3) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関する事。
- (4) 所掌事務に係る公印の管守に関する事。
- (5) 渉外事務に関する事。
- (6) 法人文書ファイル管理簿に関する事。
- (7) 杉谷キャンパス事務系職員（他の課の所掌に属するものを除く。）の出張、休暇及び労働時間の管理等に関する事。
- (8) 杉谷キャンパスの職員会館の管理に関する事。
- (9) 杉谷キャンパスにおける不動産の監守計画に関する事。
- (10) 杉谷キャンパスにおける不動産の貸付申請の取次ぎ（職員会館を除く。）に関する事。
- (11) 杉谷キャンパスにおける不動産の減損会計の調査に関する事。
- (12) 防災に関する事。
- (13) 構内駐車場の総括管理及び除雪対策に関する事。
- (14) 公用車（杉谷キャンパス）の管理及び運用に関する事。
- (15) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関する事。
- (16) 杉谷地区事務部の庶務に関する事。
- (17) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (18) その他杉谷地区事務部の所掌事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。

医薬系支援チーム

- (1) 医学部及び薬学部並びに医学系及び薬学・和漢系の事務に係る総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (3) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関する事。
- (4) 医学部、薬学部及び生命融合科学教育部等の中期目標・中期計画及び自己点検・自己評価等に関する事。
- (5) 医学部長、薬学部長及び生命融合科学教育部長等に係る学外諸会議に関する事。
- (6) 献体等のしらゆり会関係業務に関する事。
- (7) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (8) その他医薬系の支援に関する事。

職員支援室

- (1) 職員の任免、命免及び併任の連絡・調整に関する事。
 - (2) 給与及び諸手当に関する連絡・調整に関する事。
 - (3) 服務事案の対応（服務に関する苦情対応含む。）に関する事。
 - (4) 労使協定等過半数代表者に関する連絡・調整に関する事。
 - (5) 社会保険及び雇用保険の申請、届出等に関する事。
 - (6) 各種証明書発行に関する連絡・調整に関する事。
 - (7) 職員の各種研修（附属病院関係を除く。）の推薦に関する事。
 - (8) 栄典（医療系二類）及び表彰（医学教育功労者等）に関する事。
 - (9) 共済組合関係の連絡・調整に関する事。
 - (10) 財産形成貯蓄関係の連絡・調整に関する事。
 - (11) 労働基準監督署への届出及び報告（他の所掌に属するものを除く。）に関する事。
 - (12) 職員の健康診断に関する事。
 - (13) 職員の災害補償に関する事。
 - (14) その他職員の安全衛生（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
 - (15) 講座・附属病院等職員の出張、休暇及び労働時間管理等（他の所掌に属するものを除く。）に関する事。
 - (16) 兼業の申請、届出等に関する事。
 - (17) 派遣依頼等に係る業務（旅費・謝金）に関する事。
 - (18) 郵券の受払及び保管に関する事。
 - (19) 郵便物等の受理、発送及び配布に関する事。
 - (20) 所掌事務に係る会議に関する事。
 - (21) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
 - (22) その他職員支援に関する事。
- （経営管理課）

第37条 経営管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院経営戦略の策定に関する事。
- (2) 病院経営の分析に関する事。
- (3) 医薬系予算及び病院予算の要求に関する事。
- (4) 医薬系予算及び病院予算の配分及び管理に関する事。
- (5) 外部資金（杉谷キャンパス）の予算管理に関する事。
- (6) 医療機械設備等整備計画に関する事。
- (7) 病院の収支計画に関する事。
- (8) 年次決算及び財務諸表に関する事。
- (9) 勘定科目の照査に関する事。
- (10) 病院評価指標の作成に関する事。
- (11) 病院統計データの収集及び分析に関する事。
- (12) 経営戦略に基づく数値目標の設定に関する事。
- (13) 臨床研究管理センターの事務に関する事。
- (14) 病院再整備計画の策定・実施に関する事。
- (15) 病院再整備に係る予算に関する事。

- (16) 病院再整備に係る設備整備に関すること。
- (17) 病院再整備期間中の診療体制の調整に関すること。
- (18) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (19) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (20) その他経営管理に関すること。

(学務課)

第38条 学務課においては、次の事務をつかさどる。

学部教務チーム

- (1) 学務課の所掌事務を総括し、連絡調整すること。
- (2) 学部の教育課程に係る企画及び編成に関すること。
- (3) 学部学生の修学指導及び助言に関すること。
- (4) 学部学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び卒業に関すること。
- (5) 学部学生の授業及び試験に関すること。
- (6) 学部学生の学外実習に関すること。
- (7) 学部学生の指導要録及び学業成績の記録並びに管理に関すること。
- (8) 学部学生の学業成績等の証明に関すること。
- (9) 学生証の発行に関すること。
- (10) 科目等履修生及び特別聴講学生、研究学生に関すること。
- (11) 学部の入学者の選抜に関すること。
- (12) 大学入学共通テストの実施に関すること。
- (13) 学部学生の募集及び学部案内に関すること。
- (14) 学部入学者の選抜方法の改善に関すること。
- (15) 編入学試験の実施に関すること。
- (16) 印刷物の編集発行に関すること。
- (17) 非常勤講師等に関すること。
- (18) FDの実施に関すること。
- (19) 教育改革支援事業に関すること。
- (20) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (21) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (22) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (23) その他学部の教務及び実習に関すること。

大学院教務チーム

- (1) 大学院の教育課程に係る企画及び編成に関すること。
- (2) 大学院学生の修学指導及び助言に関すること。
- (3) 大学院学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び修了に関すること。
- (4) 大学院の授業及び試験に関すること。
- (5) 大学院学生の指導要録及び学業成績の記録並びに管理に関すること。
- (6) 大学院学生の学業成績等の証明に関すること。
- (7) 研究生、派遣研究学生及び特別研究学生に関すること。
- (8) 科目等履修生及び特別聴講学生に関すること。

- (9) 大学院の入学者選抜に関する事。
- (10) 大学院学生の募集に関する事。
- (11) 大学院の入学者選抜方法の改善に関する事。
- (12) 学位審査に関する事。
- (13) TA・RAに関する事。
- (14) 印刷物の編集発行に関する事。
- (15) 非常勤講師に関する事。
- (16) FDの実施に関する事。
- (17) 教育改革支援事業に関する事。
- (18) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (19) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (20) その他大学院の教務に関する事。

学生支援チーム

- (1) 学生支援に関し総括し、連絡調整する事。
- (2) 学生相談に関する事。
- (3) 学生の表彰及び賞罰に関する事。
- (4) 学生の生活指導に関する事。
- (5) 学生の課外活動に関する事。
- (6) 学生団体に関する事。
- (7) 学生の集会、行事及び研修に関する事。
- (8) 学生の掲示、印刷物等に関する事。
- (9) 学生の課外活動及び福利厚生施設の管理運営に関する事。
- (10) 体育運動施設の管理運営に関する事。
- (11) 学生の遺失物及び拾得物に関する事。
- (12) 就職等の進路に関する事。
- (13) 就職に係るセミナー等の企画及び実施に関する事。
- (14) 医師、薬剤師、看護師等の国家試験に関する事。
- (15) 学生のボランティア活動に関する事。
- (16) 奨学金に関する事。
- (17) 在学証明書、通学証明書等に関する事。
- (18) 学生の通学に関する事。
- (19) 学生の保険に関する事。
- (20) 外国人留学生に関する事。
- (21) 保健管理センター杉谷分室の事務に関する事。
- (22) 学生の健康診断及び保健衛生管理に関する事。
- (23) 基金に関する事。
- (24) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (25) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (26) その他学生支援に関する事。

(病院企画課)

第39条 病院企画課においては、次の事務をつかさどる。

病院企画チーム

- (1) 所掌事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (3) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
- (4) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (5) 中期目標・中期計画に関すること。
- (6) 病院の組織の改廃，改編等に関すること。
- (7) 附属病院保有の個人情報に関すること。
- (8) 病院長の秘書業務に関すること。
- (9) 病院広報に関すること。
- (10) 附属病院支援基金に関すること。
- (11) 法人文書ファイル管理簿に関すること。
- (12) 病院ボランティアの受入れに関すること。
- (13) 医療法に定める立入検査に関すること。
- (14) 医療法に定める申請及び届出等に関すること。
- (15) 医療法施行規則に基づく第三者評価に関すること。
- (16) 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく申請その他の手続に関すること。
- (17) 研修登録医，受託実習生，病院研修生等に関すること。
- (18) 保険医及び麻薬施用者等の申請・届出等に関すること。
- (19) 臓器提供（脳死判定を含む。）に関すること。
- (20) ドクターヘリ及びヘリポートに関すること。
- (21) 災害救急対応（災害時派遣医療チーム（DMAT）に関することを含む。）及び大学間災害協定に関すること。
- (22) 附属病院事業継続計画（BCP）に関すること。
- (23) 拠点病院事業に関すること。
- (24) 保育所等（病児・病後児保育，休日保育及び事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（厚生労働省）を含む。）に関すること。
- (25) 医学系の事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (26) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (27) その他附属病院の企画に関すること。

臨床研修チーム

- (1) 卒後臨床研修（医科・歯科に係る初期臨床研修及び後期研修）に関すること。
- (2) 卒後臨床研修修了認定申請に関すること。
- (3) 厚生労働省への臨床研修に関する申請・届出に関すること。
- (4) 臨床研修医の労働時間に関すること。
- (5) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (6) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (7) その他卒後臨床研修に関すること。

(医事課)

第40条 医事課においては，次の事務をつかさどる。

医事チーム

- (1) 医事業務等に係る総括及び連絡調整に関すること。

- (2) 病床運用に関すること。
- (3) 患者の受診手続き等に関すること。
- (4) 外来及び入院に係る外注委託業務及び連絡調整に関すること。
- (5) 医事課及び医療支援課職員の出張，休暇及び労働時間の管理等に関すること。
- (6) 医事課及び医療支援課職員の採用手続き等に関すること。
- (7) 先進医療の申請等に関すること。
- (8) 再生医療センターに関すること。
- (9) 褥瘡対策支援業務に関すること。
- (10) 診療委託契約に関すること。
- (11) 病院等療養費債権のうち社会保険に係る発生通知に関すること。
- (12) 校費患者に関すること。
- (13) 施設基準に係る届出及び報告に関すること。
- (14) 諸料金に関すること。
- (15) 特定共同指導及び施設基準に係る適時調査に関すること。
- (16) 診療料金の算定及び照査に関すること。
- (17) 労災，公災及び自賠責保険に係る診療等に関すること。
- (18) 社会保険等に係る診療報酬請求の総括及び審査に関すること。
- (19) 診療報酬請求書及び診療報酬請求明細書に関すること。
- (20) 診療報酬請求書に係る外注委託業務及び連絡調整に関すること。
- (21) 診断群分類入院包括評価制度（D P C）に関すること。
- (22) 点数表・薬価マスターの管理に関すること。
- (23) D P Cのコーディングに関すること。
- (24) 診療費等の収納，保管及び払込みに関すること。
- (25) 診療費等の領収証明に関すること。
- (26) 未収診療費の管理（督促等を含む。）に関すること。
- (27) 未収診療費に係る訴訟に関すること。
- (28) 診療費等に係る過誤納金の払戻しに関すること。
- (29) 入院保証書に関すること。
- (30) 小口現金の出納及び管理に関すること。
- (31) 診療費に係る病院財務会計に関すること。
- (32) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (33) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (34) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (35) その他医事に関すること。

医療情報チーム

- (1) 病院総合情報システムの管理・運用に関すること。
- (2) 医療情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 病院ネットワークの管理・運用に関すること。
- (4) 大学医療情報ネットワーク（UM I N）に関すること。
- (5) 医療情報部支援業務及び連絡調整に関すること。
- (6) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (7) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。

(8) その他医療情報に関すること。

診療情報管理チーム

- (1) 診療情報の管理及び保存に関すること。
 - (2) 医療文書の登録及び電子化業務に関すること。
 - (3) 診療情報の貸し出しに関すること。
 - (4) 診療情報の開示に関すること。
 - (5) DPCのコーディング（医事チームの所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (6) がん登録業務補助に関すること。
 - (7) 診療録等インフォームドコンセント調査に関すること。
 - (8) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (9) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
 - (10) その他診療情報管理に関すること。
- (医療支援課)

第41条 医療支援課においては、次の事務をつかさどる。

医療支援チーム

- (1) 病院等療養費債権（公費，診療委託契約等）の発生通知に関すること。
- (2) 各種公費負担医療の申請に関すること。
- (3) 公費等の指定医療機関及び指定医の届出に関すること。
- (4) 各種診断書・証明書等に関すること。
- (5) ドクターズクランクの業務の管理に関すること。
- (6) 患者サービスに関すること。
- (7) 投書及び患者クレームの対応に関すること。
- (8) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (9) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (10) その他医療支援に関すること。

地域医療連携チーム

- (1) 地域医療機関との連携協力に関すること。
- (2) 連携登録医制度の管理に関すること。
- (3) 地域連携研修会に関すること。
- (4) 地域連携診療予約に関すること。
- (5) 返書管理に関すること。
- (6) 医療福祉サポートセンターの総括及び連絡調整に関すること。
- (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (8) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (9) その他地域医療の連携に関すること。

医療安全支援チーム

- (1) 医療安全管理部及び感染制御部の事務に関すること。
- (2) 医療事故及び病院感染など有害事象発生時の各種報告，連絡調整に関すること。
- (3) 医療安全管理協議会及び感染対策協議会に関すること。
- (4) 大学間相互チェック（医療安全・感染対策）に関すること。
- (5) 感染対策向上加算に係る相互チェック及び合同カンファレンスに関すること。

- (6) 感染症予防法に基づく各種報告，連絡調整に関する事。
- (7) 医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者の業務支援に関する事。
- (8) 医薬品副作用及び医療機器有害事象の報告に関する事。
- (9) 病院損害賠償責任保険（臨床研究に係る分を除く。）に関する事。
- (10) 医療訴訟に関する事。
- (11) 高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を提供する医療申請の受付等に関する事。
- (12) 医療事故調査制度に関する事。
- (13) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (14) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関する事。
- (15) その他医療安全に関する事。

附 則

- 1 この規則は，平成20年4月1日から施行する。
- 2 第19条第2号，第14号，第16号から18号及び第43条第6号に定める事務については，当分の間なお従前の例による。
- 3 国立大学法人富山大学事務分掌内規（平成17年10月1日制定）は，廃止する。

附 則

この規則は，平成20年7月22日から施行する。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成26年6月18日から施行し，平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は，平成26年6月20日から施行し，平成26年6月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則
この規則は、平成27年1月16日から施行し、平成26年10月15日から適用する。

附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成31年1月29日から施行する。

附 則
この規則は、令和元年6月3日から施行し、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第38条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則
この規則は、令和3年4月1日から施行する。(令和2年10月30日改正附則)

附 則
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年6月19日から施行する。